【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2023年4月11日

【発行者名】 ちばぎんアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 義和

【本店の所在の場所】 東京都墨田区江東橋二丁目13番7号

【事務連絡者氏名】 島田 裕史

【電話番号】 03-5638-1450

【届出の対象とした募集内国投資信 むさしのコア投資ファンド(安定型) 託受益証券に係るファンドの名称】 むさしのコア投資ファンド(成長型)

【届出の対象とした募集内国投資信 むさしのコア投資ファンド(安定型)

託受益証券の金額】 10兆円を上限とします。

むさしのコア投資ファンド(成長型)

10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

むさしのコア投資ファンド (安定型)

むさしのコア投資ファンド(成長型)

(以下、上記を総称して「むさしのコア投資ファンド」又は「むさしのラップ・ファンド」ということ、あるいは総称して又は個別に「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。)

愛称として、むさしのコア投資ファンド(安定型)は「むさしのラップ・ファンド(安定型)」、む さしのコア投資ファンド(成長型)は「むさしのラップ・ファンド(成長型)」という名称を用いる ことがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ちばぎんアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額()とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%(税抜 3.0%)()の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)で再投資する場合は1円以上1円単位です。

(7)【申込期間】

2023年4月12日から2023年10月10日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

< 振替受益権について >

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

< 受益権の取得申込みの方法 >

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての お申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお 問い合わせください。

< 受益権の取得申込みの受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

<スイッチング>

当ファンドはむさしのコア投資ファンドを構成する各ファンドの間において、スイッチング() の取扱いを行う場合があります。 < 受付不可日 > に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

<受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

各ファンドにつき上限3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ммғ	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		》 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

属性区分表						
投資対象資産	決算頻度	投資対象	投資形態	為替	対象	特殊型
		地域		ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般		(日本を含	ファンド	(部分		
大型株	年2回	む)		ヘッジ)	TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・			
	年4回	日本	オブ・ファ	なし	その他	ロング・
債券			ンズ		()	ショート型/
一般	年6回	北米				絶対収益追求
公債	(隔月)					型
社債		欧州				
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	(毎月)	アジア				()
()						
	日々	オセアニア				
不動産投信						
	その他	中南米				
その他資産	()					
(投資信託証券(資		アフリカ				
産複合(株式、債						
券、不動産投信、そ		中近東				
の他資産(バンク		(中東)				
ローン、デリバティ						
ブ、為替予約取引		エマージング				
等))資産配分変更						
型))						
資産複合						
()						
 資産配分						
固定型						
 資産配分						
変更型						

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の 源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でもご覧いただけ ます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性 区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行わ れないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産ととも に運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資 産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資 産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉 とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源 泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源 泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実 質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上 記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。な お、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産 による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号 に 規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規 定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

- 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものを いう。
- 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する 旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」 による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるも のについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」 「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ いては固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産 を列挙するものとする。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの をいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング 地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをい
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<ファンドの特色>

1 長期分散投資により、世界経済の成長に沿った収益の獲得を目指します。

- 投資対象ファンドを通じて、国内外の株式・債券といった様々な資産に分散投資し、これらをうまく組み合わせることで中長期的に安定した収益の獲得を目指します。
- 投資対象の多様化により、世界経済の成長果実をじっくりと享受することを目指します。

2 オルタナティブ運用の効果的な組み入れにより、短期的な下振れリスクの抑制を目指します。

- 保有資産の価値を守り、収益を安定させるために、市場の下落局面でも損失の抑制や収益の獲得を目指します。
- 具体的には、市場の下振れリスクに伴う保有資産の価値の減少を抑制するために、投資対象ファンドを通じてヘッジファンド*1等に投資し、オルタナティブ運用*2を行います。
- ※1 実質的に金利、為替、株式、債券、商品等に対して裁定取引やデリバティブ取引等の様々な手法を活用して市場 環境にかかわらず収益を追求するファンドなどを指します。
- ※2 株式や債券等の伝統的資産とは異なる資産への投資を言います。具体的な投資対象は、リート、コモディティ、ヘッジファンド等があり、一般に株式や債券等との価格連動性(相関性)が低く、分散投資効果があるとされています。なお、オルタナティブ運用では、世界経済の成長に沿った収益の獲得を目指した運用を行うこともあります。

3 市場環境の変化に対応して、適切なポートフォリオへの見直しを行います。

- 各資産および各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の値動きの関係(相関関係)、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。また、各資産および各投資対象ファンドへの投資割合は定期的に見直しを行うほか、市場環境等の変化に応じた調整を行います。
- 投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券等へ投資したうえで、為替ヘッジにより為替変動リスクの 低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。
- 投資対象ファンドの選定、各資産および各投資対象ファンドへの投資割合の決定は、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行株式会社からの投資助言に基づき行います。

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、投資対象とする資産およびファンドを限定していません。また、それらへの投資割合もあらかじめ定めていません。 したがって、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資割合を変更する 運用を行います。

4 運用目的・リスク許容度に応じて2つのファンドから選択できます。

	「株式」「リート」「コモディティ」への 投資割合の合計*3	運用の特徴
むさしのコア投資ファンド(安定型)*4 愛称:むさしのラップ・ファンド(安定型)	原則50%未満	安定性を重視
むさしのコア投資ファンド(成長型) 愛称:むさしのラップ・ファンド(成長型)	原則75%未満	安定性と収益性の パランスを重視

- ※3 純資産総額に対する投資対象ファンドへの投資割合の合計です。なお、当該投資割合には、ヘッジファンドに投資 する投資対象ファンドが含まれていないため、ヘッジファンドへの投資割合が高くなる可能性があります。ヘッジ ファンドには特有のリスクがありますので、後掲「投資リスク」の「ヘッジファンドの運用手法に係るリスク」を十分 にお読みください。
- ※4「安定型」とは元本保証等を意味するものではなく、「成長型」と比較して安定的な運用を目指すファンドであるこ とを意味しています。
- 市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限を超えた投資割合とする 場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス

投資対象ファンドの選定、各資産および各投資対象ファンドへの投資割合の決定は、年金運用など豊富な運

THE SAME OF THE SA	STEP1	各資産の中長期的な期待リターン、リスク(標準偏差)、相関係数(各資産間の値動きの関係性を示す係数)を推定
資産毎の投資割合 の決定・見直し (年1回)	STEP2	資産間の分散を徹底するため、資産毎の投資割合の制約条件(上限値または下限値)を設定
(412)	STEP3	資産毎の期待リターン・リスク・相関係数や制約条件をもとに、中長期的な見通しから最適な投資割合を決定
	STEP1	各資産の投資対象ファンドの特徴や運用パフォーマンス等を分析
投資対象ファンドの	STEP2	ポートフォリオのリターン向上およびリスク低減を目的として、投資対象ファンドの組入れや入替え効果を検証
決定・見直し(随時)	STEP3	投資対象ファンドの組入れ・入替え効果の検証結果に基づき、ファンドの組入れ・入替えや投資割合を決定
	※市場環境の あります。	の急激な変化に応じて、リスク低減等を目的として、各資産や投資対象ファンドの投資割合の見直しを行うことが
定期的なリバラン		相対的に値上がりした資産の売却や値下がりした資産の購入を行うことなどにより、最適な投資割合からの 乖離を修正
(年4回)		※市場環境等によっては、定期的なリバランスを行わない場合があります。また、臨時に行うこともあります。

※上記プロセ人は、今後変更となる場合があります。

ファンドのしくみ

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針(2)投資対象(参考)投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

プァンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投 資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
 ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

〈ご参考情報〉

コモディティ

金や原油、穀物などの「商品」のことです。商品への投資に際しては、商品インデックスに連動する仕組み債券に投資するファンドなどがあります。

ヘッジファンド

裁定取引やデリバティブ取引(先物取引、オプション取引等)等を活用して実質的に金利・債券・株式・リート・コモディティ等に投資を行います。市場環境に関わらず収益(絶対収益)を追求するファンド*などがあります。

※特定の市場の動向に関わらず収益を追求することを目標として運用を行うファンドのことで、絶対に収益が得られるという意味ではありません。

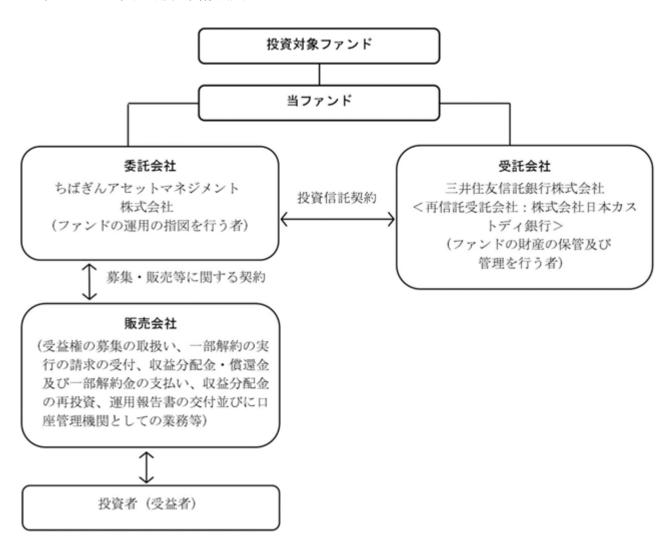
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2016年9月30日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況(2023年1月31日現在)

イ.資本金の額:2億円

口.委託会社の沿革

1986年3月31日:「千葉銀投資顧問株式会社」設立(資本金5千万円)

1986年7月1日: 商号を「ちばぎん投資顧問株式会社」に変更

1987年3月20日: 資本金を5千万円から2億円に増資

1987年9月9日: 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づき、投資一任契約に係

る業務の認可を取得

2000年7月3日: 株式会社 中央調査情報センターとの統合を機に、商号を「ちばぎんアセット

マネジメント株式会社」に変更

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2007年9月30日: 金融商品取引法に基づく「投資助言・代理業」及び「投資運用業(投資一任

業)」のみなし登録

2015年1月27日: 金融商品取引法に基づく「投資運用業(投資信託委託業)」の登録

2018年4月9日: 金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業」の登録

八.大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社千葉銀行	千葉市中央区千葉港1番2号	1,600株	40%
株式会社武蔵野銀行	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	800株	20%
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	600株	15%
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	200株	5%
株式会社東邦銀行	福島市大町3番25号	200株	5%
ちばぎんコンピューター サービス株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%
ちばぎんジェーシービー カード株式会社	千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	200株	5%
ちばぎんキャピタル株式会 社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とする ファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

投資対象

別に定める投資信託証券(以下、「投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合が あります。

投資態度

イ.主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不 動産投資信託証券(以下「国内リート」といいます。)、海外不動産投資信託証券(以下「海 外リート」といいます。)、貸付債権(以下「バンクローン」といいます。)、コモディ ティ*1、ヘッジファンド*2及びその他の様々な資産を実質的な投資対象とする投資対象ファ ンドに分散投資します。

*1:コモディティを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的にコモディティ リンク債券やコモディティ関連デリバティブ等を活用するファンドを指します。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- *2: ヘッジファンドを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的に金利、債券、株式、リート、為替、コモディティ等に対する裁定取引やデリバティブ取引等を積極的に活用するファンド、又は各種ヘッジファンド指数に概ね連動する投資成果を目標とするファンドを指します。
- ロ.各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の相関係数、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じても調整を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。

投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券及びバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。

ハ.国内株式、先進国株式、新興国株式、国内リート、海外リート、コモディティを実質的な投資 対象とする投資対象ファンドへの投資割合の合計は純資産総額に対して、以下の割合としま す。

むさしのコア投資ファンド (安定型)	むさしのコア投資ファンド (成長型)
50%未満	75%未満

なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限 を超えた投資割合とする場合があります。

- 二.投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。
- ホ.投資対象ファンドの選定、各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合について、三井住友信 託銀行株式会社の投資助言を受けます。
- へ、投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ト.この投資信託では原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外貨建資産について為替ヘッジを行う投資信託証券を組み入れる場合があります。
- チ.資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記 の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形

- 口.次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま す。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

- イ.委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により 運用することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4.手形割引市場において売買される手形
- ロ.上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「(参考)投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

(参考)投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドとして予定しているファンドの概要は以下のとおりです。ただし、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により 適宜見直しを行います。

以下の内容は2023年1月31日(()のファンドに関しては2023年4月5日、()のファンドに関しては2023年4月10日、()のファンドに関しては2023年4月11日)現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

なお、投資対象ファンドの運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該 ファンドに限定されます。

1. FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)

(第四人)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用会社 	
運用の基本方針	この投資信託は、TOPIX(東証株価指数)()と連動する投資成果を目標と
	して運用を行います。
 主要投資対象	国内株式インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、東京証券取引所市場第一部に
	上場されている銘柄に分散投資を行い、TOPIX(東証株価指数)に連動する
	投資成果を目標として運用を行います。
	株式の実質投資割合は、原則として、100%に近い状態を維持します。
	投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資
投資態度	対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引
	等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数
	先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規
	模によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	│ │ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純 │
	資産総額の10%以下とします。
	│ │ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資 │
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	 資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
主な投資制限 	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	 は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	 新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	 は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	TOPIX (東証株価指数)
決算日	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)
	1.5.01-01 (11.7.10.7.110.7.117.1)

,
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評
価益を含みます。)等の全額とします。
分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
ます。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
本部分と同一の運用を行います。
純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
該当事項はありません。
2018年10月11日
2018年10月11日から2028年5月29日
三井住友信託銀行株式会社

「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関する全ての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

2. FOFs用 日本株式ESGセレクト・リーダーズ・インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
十两机次计名	日本株式ESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド(以下「マ
主要投資対象 	ザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引
	所等に上場している株式に投資し、MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ
	指数(配当込み)()に連動する投資成果を目指します。
 投資態度	株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
投 員您 没	株式以外の資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以
	下とします。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	有侧趾穿庙工青(內国投資行
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)
決算日	原則、毎年4月5日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%(税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2022年10月5日(水)
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、親指数(MSCI ジャパンIMI)構成銘柄の中から、親指数における各GICS業種分類の時価総額50%を目標に、ESG評価に優れた企業を選別して構築される指数です。この選別手法により、ESG評価の高い企業を選ぶことで発生しがちな業種の偏りが抑制されています。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。当ファンドは、MSCI Inc.(以下「MSCI」)、その関連会社、情報提供会社又はMSCI 指数の編集又は計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」)が支援、保証、販売又は販売促進するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数の名称は、MSCI又はその関連会社のサービスマークであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による特定の目的のための使用について許諾されているものです。いかなるMSCI 当事者も当ファンドの発行者、受益者、あるいはその他の個人もしくは法人に対して、ファンドの

全般的又は当ファンドの特定的な投資の妥当性、もしくはMSCI指数の株式市場のパフォーマンスに 追従する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明又は保証を行いません。MSCI又はその関連 会社は特定の商標、サービスマーク、商号の所有者であり、当ファンドの発行者、受益者あるいは その他の個人もしくは法人とは無関係で、MSCIが決定、構成、計算するMSCI指数の所有者です。い かなるMSCI当事者も、MSCI指数について決定、構成又は計算するにあたり、当ファンドの発行者又 は受益者、あるいはその他の個人もしくは法人の要求を考慮する義務を一切負いません。いかなる MSCI当事者も、当ファンドの設定時期、価格、数量に関する決定又は償還価格及び数式の決定及び 算定に参加しておらず、且つその責任を負うものではありません。さらに、いかなるMSCI当事者も 当ファンドの運営・管理、マーケティング又は募集に関連して、発行者、受益者、その他の個人も しくは法人に対して一切の義務又は責任を負いません。MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源 からMSCI指数の算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのMSCI当事者も、い かなるMSCI指数又はそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。MSCI当事者 は、明示的、暗示的を問わず発行者、受益者、その他の個人もしくは法人がいかなるMSCI指数又は そのデータを使用して得られる結果に関して、いかなる保証もしません。MSCI当事者は、MSCI指数 もしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任 を負いません。さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示的、黙示的な保証をするものではな く、MSCI指数もしくはそのデータに関して、商品性及び特定目的への適合性に関する保証をここに 明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなる場合もMSCI当事者は、直接的、 間接的、特別的、懲罰的、派生的損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのよう な損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。当ファンドの購入 者、販売者、受益者、又はその他の個人もしくは法人も、MSCIの許諾が必要かどうかを判断するた めに最初にMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを支援・保証、販売又は販売促進するために MSCIの商号、商標又はサービスマークを使用又は言及することはできません。いかなる状況におい ても、MSCIの事前の書面による許諾なしに、いかなる個人も法人もMSCIとの関係を主張することは できません。

3. 国内株式アクティブバリューファンド(適格機関投資家専用)

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社	
運用の基本方針	この投資信託は、長期的な観点からわが国の株式市場全体(TOPIX(東証株価	
	指数)())の動きを上回る投資成果の獲得を目指して運用を行います。	
主要投資対象	アクティブバリュー マザーファンド (以下、「マザーファンド」といいま	
	す。)の受益証券を主要投資対象とします。	

	主として、マザーファンド受益証券に投資を行い、長期的な観点からわが国の
	株式市場全体(TOPIX(東証株価指数))の動きを上回る投資成果の獲得を目
	指して運用を行ないます。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。な
	お、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
投資態度	株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以
	外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みま
	す。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
	ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元
	本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合
	には、上記のような運用ができない場合があります。
	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割
	合には、制限を設けません。
	投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
 主な投資制限	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポー
工体双具则似	ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ
	10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合
	には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となる
	よう調整を行うこととします。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ
	ろに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えな
	いものとします。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)
決算日	原則、毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)
	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含
	む)等の全額とします。
収益の分配	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。た
	だし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.517%(税抜 年0.47%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年9月28日
信託期間	2018年9月28日から2028年10月25日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウ及び同指数に係る

標章又は商標に関する全ての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

4. 日本長期成長株集中投資ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	日本長期成長株集中投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
土安仅貝刈豕	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率
	は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率
	を引き下げる場合もあります。)。
	信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ず
	るものを含みます。)に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業
	の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大
	型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較
	的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求し
投資態度	ます。
	事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価から
	の乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。
	投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うこともあります。
	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピー
	ティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用
	を含みます。)の指図に関する権限を委託します。
	市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用がで
	きない場合があります。

	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において
	信託財産の純資産総額の20%以下とします。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得
	時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下としま
	उ ं.
十十八十八次生山7日	株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のう
主な投資制限 	ち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投
	資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委
	託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超
	えないものとします。
	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポー
	ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、
	合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、
	一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行う
	こととします。
ベンチマーク	なし
決算日	年2回(毎年6月および12月の15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)
	原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。
	分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価
	損益を含みます。)等の範囲内とします。
 収益の分配	分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基
4太正の万百	準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、
	基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
	収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設け
	ず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.7095%(税抜年率0.645%)
信託財産留保額	解約時 0.10%
設定日	2014年6月10日
信託期間	原則として無期限。
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

5. FOFs用国内株式EVIバリューファンド(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。	

	有価証券届出書(内国投資信
主要投資対象	「日本株EVIハイアルファマザーファンド」(以下「マザーファンド」といい
工安议員对家	ます。)受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行
	い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)()をベンチマークとして、中長
	期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
	・日本の株式を主要投資対象とします。
	・運用に当たっては、独自算出に基づく企業価値や各種バリュー指標(PBR、
	PER、配当利回り)等による割安と判断される銘柄の中から、ファンダメン
投資態度	タル分析により投資魅力のある銘柄に厳選投資します。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
	株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のう
	ち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投
	資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
	資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。
工体权負別限	外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
決算日	年1回(原則として6月6日、休業日の場合は翌営業日)
川がかります	委託会社が収益分配方針に従って分配金額を決定します。
収益の分配 	ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年0.495% (税抜 0.45%)
信託財産留保額	なし
設定日	2022年3月17日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「TOPIX(東証株価指数、配当込み)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、JPXは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

6. FOFs用 日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
実用の甘木子科	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
運用の基本方針 	ुं चे .
主要投資対象	日本債券ツイン戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)
	の受益証券を主要投資対象とします。

	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に投資しつつ、
	国債先物取引及び国債に係る選択権付債券売買取引を行うことでNOMURA-BPI
	総合()を上回る投資成果を目指します。
	ポートフォリオは、クレジット戦略に基づいて事業債を中心とした銘柄選択
机次能由	を行い、金利戦略に基づいてデュレーション等を調整しながら構築します。
人 投資態度	なお、金利戦略においては、国債先物取引や国債に係る選択権付債券売買取
	引を活用します。
	公社債への投資割合は、原則として高位を維持します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は、転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社
	 債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債につい
	 ての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない
	 ことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条丿3
	 第1 項第7 号及び第8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新
	│ │ 株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当または社債権者割当に │
	│ │ より取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産 │
	総額の10%以下とします。
	│ │ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資 │
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	 外貨建資産への投資は行いません。
主な投資制限	│ │ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポ ー
	│ │ ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投 │
	 資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	 は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	 において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	原則、毎年2月21日
)))	ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
益を含みます。)等の全額とします。
分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
す。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
部分と同一の運用を行います。
純資産総額に対し、年0.187% (税抜 年0.17%)
該当事項はありません。
2019年10月18日
原則として無期限
三井住友信託銀行株式会社

「NOMURA-BPI 総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

7. マニュライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)

-	
運用会社	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着
	実な成長を目指して運用を行います。
	主としてマニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファン
主要投資対象	ド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資します。なお、
	コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
	マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。
	NOMURA-BPI 総合()を参考指数として、ユーロ円債を含む円建て公社債
	のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的
 投資態度	に同指標を上回る運用を目指します。
投 具忠反	マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
	大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
	とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記
	の運用が行われないことがあります。

	有侧趾分組山音(內國投具后
	債券への実質投資割合には制限を設けません。
	外貨建資産への投資は行いません。
	有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
 主な投資制限	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社
土な投具削限	団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことと
	します。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理
	的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投
	資の指図をしません。
	同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資
	割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:3月5日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
	分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および
	売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
四半の八五	収益分配金額は、委託者が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しま
収益の分配 	す。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがありま
	す。
	留保益(収益分配に充てず信託財産内に留保した利益)については、特に制
	限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。
	毎年3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新
	発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営
	業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するも
6-1-4-10 TIV	のとします。
信託報酬	新発10 年固定利付国債の利回り 信託報酬
	0.5%未満の場合・・・・・・・年率0.264% (税抜 0.24%)
	0.5%以上1%未満の場合・・・・・年率0.297% (税抜 0.27%)
	1%以上の場合 ・・・・・・・年率0.33% (税抜 0.3%)
 信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2019年10月10日
信託期間	原則として無期限
 受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデュー

シャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を 保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負い ません。

8. 明治安田FOFs用日本債券アクティブ戦略ファンド(適格機関投資家専用)

運用会社	明治安田アセットマネジメント株式会社
	主として、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等に実質
運用の基本方針	的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行いま
	す。
 主要投資対象	明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド(以下、「マザーファンド」と
工安汉员对外	いうことがあります)受益証券を主要投資対象とします。
	主として、明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド受益証券への投資
	を通じて、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等へ分
	散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
	「NOMURA BPI総合()」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投
	資成果を目指します。
	信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社による
	BBB格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると
投資態度	判断した公社債に投資します。
	債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという
	考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行いま
	す。
	マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリ
	スク分散等を勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニ
	ングのコントロールを行います。
	公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
	資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。

	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資
	 産総額の5%以下とします。
	 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下としま
	す。
	^ 。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託
	財産の純資産総額の5%以下とします。
 主な投資制限	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合
工场以外间	は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	デリバティブ取引等は、約款所定の範囲で行います。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、
	合計で100 分の20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合
	には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となる
* > . T ¬ ¬ ¬	よう調整を行うこととします。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
決算日 	年1回:5月15日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益
	(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益の分配	収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しま
 収益の分配	
収益の分配	す。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがありま
収益の分配	す。
収益の分配	
収益の分配	す。
収益の分配	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制
収益の分配	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制 限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
収益の分配	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264%
収益の分配	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264% (税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。
収益の分配	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264%(税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬
収益の分配	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264% (税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬 1%未満の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264% (税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬 1%未満の場合・・・・・・・・・・・・・・年率0.176%(税抜 0.16%) 1%以上の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264%(税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬 1%未満の場合・・・・・・・年率0.176%(税抜 0.16%) 1%以上の場合・・・・・・・年率0.264%(税抜 0.24%) *新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互
	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264%(税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬 1%未満の場合・・・・・・・・年率0.176%(税抜 0.16%) 1%以上の場合・・・・・・・・年率0.264%(税抜 0.24%) *新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)にて判定
	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264%(税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬 1%未満の場合・・・・・・・年率0.176%(税抜0.16%) 1%以上の場合・・・・・・・年率0.264%(税抜0.24%) *新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)にて判定し、当該計算期間において適用します。
	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264%(税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬 1%未満の場合・・・・・・・年率0.176%(税抜0.16%) 1%以上の場合・・・・・・・年率0.264%(税抜0.24%) *新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)にて判定し、当該計算期間において適用します。 *信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌
	す。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.264%(税抜0.24%)以内の率を乗じて得た額とします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬 1%未満の場合・・・・・・・年率0.176%(税抜0.16%) 1%以上の場合・・・・・・・年率0.264%(税抜0.24%) *新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)にて判定し、当該計算期間において適用します。 *信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払わ

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(<u>内国投資信</u>託受益証券)

信託期間	無制限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「NOMURA-BPI総合」は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

9. ニッセイ国内債券アクティブプラス(FOFs用)(適格機関投資家専用)()

運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、「NOMURA-BPI(総合)指数」()をベンチマークとし、ベ
	ンチマークを中長期的に上回る投資成果の獲得をめざします。
主要投資対象	ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド受益証券及びニッセイ
	国内債券アクティブプラス(金利戦略型) マザーファンド受益証券を主要投
	資対象とします。なお直接、公社債等への投資、内外の国債先物取引や円金利
	スワップ等のデリバティブ取引を行う場合があります。
投資態度	ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンドの受益証券及びニッ
	セイ国内債券アクティブプラス(金利戦略型) マザーファンドの受益証券
	を通じて、主として内外の公社債への投資を行うとともに、内外の国債先物
	取引や円金利スワップ等のデリバティブ取引を活用することで、安定したイ
	ンカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。
	「NOMURA-BPI(総合)指数」をベンチマークとし、ベンチマークを中長期的
	に上回る投資成果の獲得をめざします。
	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リ
	スクの低減を図ることをめざします。
	資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合がありま
	ब

	株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るも
	のとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、
	ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第
	3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該
	新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている
	もの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定め
	がある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいま ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	す。)の新株予約権をいいます。
	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合
主な投資制限	は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下としま
	す。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
	デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理
	的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしま
	す。
ベンチマーク	NOMURA-BPI (総合)指数
決算日	年1回 毎年6月10日(ただし、休日の場合は翌営業日)
	分配対象額の範囲
	経費控除後の配当等収益(ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザー
	ファンドおよびニッセイ国内債券アクティブプラス(金利戦略型)マザー
	ファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみな
	した額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。ただし、ニッセ
	イ国内公社債クレジット特化型マザーファンドおよびニッセイ国内債券ア
四半の八町	クティブプラス(金利戦略型)マザーファンドの信託財産に属する配当等
収益の分配 	収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。)等の全額とし
	ます。
	分配対象額についての分配方針
	 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
	 留保益の運用方針
	 留保益(収益分配にあてず信託財産に留保した収益)については、元本部
	分と同一の運用を行います。
	ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬率はファン
	ドの純資産総額に応じて異なり、その上限料率は年率0.275%(税抜:
信託報酬	0.25%)とします。
	信託報酬率および信託報酬率の配分(年率)
	・純資産総額100億円以下の部分・・・・0.275%(税抜:0.25%)
	・純資産総額100億円超の部分・・・・0.253% (税抜:0.23%)
信託財産留保額	取得申込受付日及び解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.03%をかけた金
	教行中匹支付百及び解約調水支付百の立昌業日の基準調報に0.03%をかりに並 額
	日常

設定日	2023年4月5日
信託期間	無期限
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

「NOMURA-BPI (総合)指数」とは、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

10. SMDAM日本債券ファンド(適格機関投資家専用)()

運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	二弁任及557 ピットマホンハント 株式芸社
連用の基本方面	「年金日本債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受
主要投資対象	
	益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債へ投資すること
	により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として次のような運用を
	行います。
	・NOMURA - BPI総合指数 () をベンチマークとし、デュレー
	ション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベン
	チマークを上回る投資成果を目指します。
	・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行わ
	れる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション
	取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる
	先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけ
投資態度	る有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取
	引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の
	取引を行うことができます。
	・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動
	リスクを回避するため、異なった受取金利または受取金利とその元本を
	一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
	・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行
	うことができます。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
	資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。
	投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社
主な投資制限	債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の
	10%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額
	の5%以下とします。

「NOMURA-BPI総合指数」とは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する日本の債券市場の動向を的確に表すための市場指数です。日本の債券市場のベンチマークに多く利用されています。NOMURA-BPI総合指数に関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

11. FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを
	めざして、MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)()に連動する投資
	成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	外国株式インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
	す。)の受益証券を主要投資対象とします。

	マザーファンド受益証券への投資を通じてMSCIコクサイ・インデックスを
	構成している国の株式に分散投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス(円
	ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
	株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
+1 次 4 在	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
上 投資態度	運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがありま
	す。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の
	合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投
	 資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
主な投資制限	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)
	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)
// // 	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
収益の分配	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	^ ° 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
	本部分と内 の建用を刊れるす。 純資産総額に対し、年0.198%(税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月29日

受託会社 三井住友信託銀行株式会社

「MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

12. FOFs用 外国株式ESGリーダーズ・インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
十两机次计角	外国株式ESGリーダーズインデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」
主要投資対象 	といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国を除く世界主要
	国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証券(DR)を含みます。以
	下同じ。)に投資し、MSCIコクサイESGリーダーズ指数(配当込み、円ベー
 投資態度	ス)()に連動する投資成果を目指します。
投 員恐反	株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
 主な投資制限	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
工化双具则似	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新
	株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは
	証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託に
	おいて取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協会
	規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額
	を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	MSCIコクサイESGリーダーズ指数(配当込み、円ベース)
決算日	原則、毎年6月25日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。
	初回決算日:2023年6月26日(月)

右価証券居出書	(内国投資信託受益証券)
日叫亚为田山百	(八巴汉县后心又血业为)

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	उ .
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%(税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2022年10月5日(水)
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「MSCIコクサイESGリーダーズ指数」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の 株式の中から、相対的にESG評価の高い銘柄を選定することで構築される指数です。「配当込み」指 数は、配当収益を考慮して算出した指数です。当ファンドは、MSCI Inc.(以下「MSCI」)、その関 連会社、情報提供会社又はMSCI指数の編集又は計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当 事者」)が支援、保証、販売又は販売促進するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に 所有しています。MSCI及びMSCI指数の名称は、MSCI又はその関連会社のサービスマークであり、三 井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による特定の目的のための使用について許諾され ているものです。いかなるMSCI当事者も当ファンドの発行者、受益者、あるいはその他の個人もし くは法人に対して、ファンドの全般的又は当ファンドの特定的な投資の妥当性、もしくはMSCI指数 の株式市場のパフォーマンスに追従する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明又は保証を 行いません。MSCI又はその関連会社は特定の商標、サービスマーク、商号の所有者であり、当ファ ンドの発行者、受益者あるいはその他の個人もしくは法人とは無関係で、MSCIが決定、構成、計算 するMSCI指数の所有者です。いかなるMSCI当事者も、MSCI指数について決定、構成又は計算するに あたり、当ファンドの発行者又は受益者、あるいはその他の個人もしくは法人の要求を考慮する義 務を一切負いません。いかなるMSCI当事者も、当ファンドの設定時期、価格、数量に関する決定又 は償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負うものではありません。 さらに、いかなるMSCI当事者も当ファンドの運営・管理、マーケティング又は募集に関連して、発 行者、受益者、その他の個人もしくは法人に対して一切の義務又は責任を負いません。MSCIは、 MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI指数の算出に使用するための情報を入手するものとしま すが、いずれのMSCI当事者も、いかなるMSCI指数又はそのデータの独創性、正確性、完全性につい て一切保証しません。MSCI当事者は、明示的、暗示的を問わず発行者、受益者、その他の個人もし くは法人がいかなるMSCI指数又はそのデータを使用して得られる結果に関して、いかなる保証もし ません。MSCI当事者は、MSCI指数もしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤 り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示 的、黙示的な保証をするものではなく、MSCI指数もしくはそのデータに関して、商品性及び特定目 的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いか なる場合もMSCI当事者は、直接的、間接的、特別的、懲罰的、派生的損害、及びその他の損害(逸 失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任 を負いません。当ファンドの購入者、販売者、受益者、又はその他の個人もしくは法人も、MSCIの 許諾が必要かどうかを判断するために最初にMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを支援・保 証、販売又は販売促進するためにMSCIの商号、商標又はサービスマークを使用又は言及することは できません。いかなる状況においても、MSCIの事前の書面による許諾なしに、いかなる個人も法人 もMSCIとの関係を主張することはできません。

13. グローバル株式コンセントレイト・ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
選用の甘木士会	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を
運用の基本方針 	行うことを基本とします。
主要投資対象	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド (以下、「マザーファンド」
	といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

	月間は万田山自(内田以東にフザ・コーン・ハ東子はア・カルツカスト
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の 株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
	有力な無形資産(特許、著作権、ブランド等)を有し、中長期的に株主価値
投資態度	の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。
	実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。
	株式の実質投資割合には制限を設けません。
	外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
	新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産
	の純資産総額の20%以下とします。
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下
	とします。
	同一銘柄の新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投
	資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合
	は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
主な投資制限 	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信
	 託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合
	計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合に
	は、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ
	う調整を行うこととします。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ
	るに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超
	えないものとします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日 	年1回:4月15日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
	分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
 収益の分配	分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
1//1111 05 23 110	ただし、分配対象額が少額等の場合には委託者の判断で分配を行わないこと
	があります。
	収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用
	を行います。
	純資産総額に対し、年0.814% (税抜 年0.74%)
/÷÷↑±₽≖₩	マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬
信託報酬	は、委託者との間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から支払うも
	のとします。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2020年3月25日
L **~	

信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

14. ブランディワイン・グローバル株式ファンド(適格機関投資家専用)

14. 7 7 7 7 1 7 1 7 1	ノ・グローハル株式ノアンド(週格機関投資家専用)
運用会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
	当ファンドは、主に「ブランディワイン・グローバル・オポチュニスティック
 運用の基本方針	株式・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界
连用奶壶华河到	各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託
	証券に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
 主要投資対象	「ブランディワイン・グローバル・オポチュニスティック株式・マザーファン
工安汉员对外	ド」受益証券を主要投資対象とします。
	「ブランディワイン・グローバル・オポチュニスティック株式・マザーファ
	ンド」受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指しま
	す 。
	「MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み、円
 投資態度	換算ベース)()」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成
汉具忠反	果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。
	「ブランディワイン・グローバル・オポチュニスティック株式・マザーファ
	ンド」受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
	資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合がありま
	す 。
	株式への実質投資割合には、制限を設けません。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産
	総額の20%以内とします。
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし
	ます。
	同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財
	産の純資産総額の10%以内とします。
	同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以
	内とします。
主な投資制限	投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信
	託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社
	団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととし
	ます。
ベンチマーク	MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み、円換算
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ベース)

,
年1回:9月15日(休業日の場合は翌営業日。第1期決算日は2022年9月15日)
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産
に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)
及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、
分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。
純資産総額に対し、年0.671% (税抜 年0.61%)
該当事項はありません。
2021年9月24日
無期限
三井住友信託銀行株式会社

「MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を含む世界の主要先進国・新興国の株式で構成されています。MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(税引き後配当込み、円換算ベース)は、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(税引き後配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

15. ニッセイ / サンダース・グローバルバリュー株式ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)

運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
	主として、ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンド
運用の基本方針	への投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式等に投資することによ
	り、信託財産の中長期的な成長をめざします。
十两机姿就免	ニッセイ / サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドの受益証券
主要投資対象 	を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
	主として、ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファン
	ドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式等に投資すること
	により、信託財産の中長期的な成長をめざします。
	運用にあたっては、Sanders Capital, LLCに運用指図に関する権限(国内の
投資態度	短期金融資産の指図に関する権限を除きます。)を委託します。
	上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。
	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合がありま
	वं 。

	,
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理 的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしま
	す。
ベンチマーク	MSCI KOKUSAI Index(円換算・配当込・税引後)
決算日 	年1回(3月5日。ただし、休日の場合は翌営業日。)
	分配対象額の範囲 経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額と します。
収益の分配	分配対象額についての分配方針 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 留保益の運用方針 留保益(収益分配にあてず信託財産に留保した収益)については、委託者 の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.7381%(税抜:0.671%)の率を乗じた金額
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2022年3月7日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「MSCI KOKUSAI Index (配当込・税引後)」は、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く主要先進国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

16. 世界エクイティ・ファンド (適格機関投資家向け)

/ _ / _ / _ /	ファント (産品成長)及長が同じ)
運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
(第四の甘木之仏)	主として、世界エクイティ・マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期
運用の基本方針	的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	世界エクイティ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
	主として、世界エクイティ・マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期
	的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。マザーファンド受益証券の
	 組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組
	│ 入比率を引き下げることもあります。ただし、市況動向に急激な変化が生じた
投資態度	とき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったと
	│ き等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合
	│ │ があります。主要投資対象である世界エクイティ・マザーファンドにおいて
	│ │ は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドに運用指図権限を委託
	します。
	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割
	合には、制限を設けません。
	投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
主な投資制限	ファー、
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ
	るに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えな
	いものとします。
ベンチマーク	該当事項はありません
決算日	原則、毎年5月20日(休業日の場合は翌営業日)
	初回は、2023年5月22日とします。
	毎期分配 (累積投資適用)
	原則として次の通り収益分配を行ないます。
	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含
収益の分配	む)等の全額とします。
	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただ
	し、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないことがあります。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
	・純資産総額100億円以下の部分・・・・・・・年0.704%(税抜 0.64%)
信託報酬	・純資産総額100億円超、200億円以下の部分・・・ 年0.649%(税抜 0.59%)
	・純資産総額200億円超の部分・・・・・・・年0.594%(税抜 0.54%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
	I .

設定日	2022年12月16日
信託期間	2022年12月16日から2038年5月20日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

17. Capital Group New Economy Fund(LUX) Class ZL

17. Capital Group	New Economy Fund(LUX) Class ZL
運用会社	Capital Research & Management Company
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度 主な投資制限	主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目標とします。 市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行う場合があります。 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
ベンチマーク	の純資産総額の10%以下とします。 純資産総額の10%を超えての借入れは、行いません。 該当事項はありません。
決算日	年1回:12月31日
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託報酬	年率0.525%
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2019年11月7日
信託期間	無期限
関係法人	 ・管理会社(マネージャー) Capital International Management Company Sàrl ・投資顧問会社(インベストメントアドバイザー) Capital Research & Management Company ・管理事務代行会社(アドミニストレーター) J. P. Morgan Bank SE, Luxembourg Branch ・名義書換事務受託会社(トランスファーエージェント) J. P. Morgan Bank SE, Luxembourg Branch ・保管受託銀行(カストディ) J. P. Morgan Bank SE, Luxembourg Branch

18. FOFs用外国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
------	-------------------------

	有側趾が角面音(内国投資に この投資信託は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)()と
運用の基本方針 	連動する投資成果を目標として運用を行います。
	外国債券インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
主要投資対象 	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の公社債
	を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)を
	ベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行いま
	す。
	・。 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
投資態度	運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。こ
	のため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、
	投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
主な投資制限	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信
	託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託
	協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産
	総額を超えることとなる投資の指図をしません。
	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
決算日	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
 収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
1×III 0> 71 ED	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%(税抜 年0.18%)

設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月29日
 受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、
FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

19. FOFs用世界債券総合インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)()

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	世界債券総合インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
工安权員別家	す。)の受益証券 を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてブルームバーグ・グ
	ローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)()(以下
	「ベンチマーク」といいます。)を構成する通貨建ての債券等(ベンチマー
	クを構成する債券以外の証券等や上場投資信託証券を含みます。以下同
	じ。)に投資し、ベンチマークに連動する投資成果を目指します。
	債券等への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
投資態度	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
投具恋皮	投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対
	象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用
	することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉
	の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがありま
	す。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債
	のうち会社法第236条第1 項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての
	社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと
	をあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条丿3第1項
	第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権
	に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得し
	たものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%
	以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 主な投資制限	 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	│ │ ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	 資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	要成別に定める古達的なガムにより昇山した領が、 投資に配別座の配負産総 額を超えることとなる投資の指図をしません。
	ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベー
ベンチマーク	
)) 決算日	原則、毎年4月26日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。
	初回決算日:2024年4月26日(金)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す 。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%(税抜 年0.18%)
信託財産留保額	解約時 O.1%
設定日	2023年4月21日
信託期間	無期限

ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックスとは、Bloomberg Finance L.P. 及び、その関係会社が開発、算出、公表を行なうインデックスであり、円建て債券を除く世界の投資適格債券市場を示すインデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。Bloomberg®及びブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックスは、Bloomberg Finance L.P. 及び、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited をはじめとする関連会社のサービスマークであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

20.フィデリティ外国債券アクティブ・セレクト・ファンド(適格機関投資家専用)

- 20.ノイナリナイが国債分プソナイノ・ピレソド・ノアノド(週俗機渕投員豕等用) 		
運用会社	フィデリティ投信株式会社	
 運用の基本方針	この投資信託は、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の	
連用の基本力量	長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。	
 主要投資対象	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象としま	
工安议員別家	ुं कुं ु	
	フィデリティ・外国債券・マザーファンド(以下「マザーファンド」といい	
	ます。)受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券(除く日本	
	円)を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投	
 投資態度	資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。	
汉具态反	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないま	
	せん。	
	資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができ	
	ない場合もあります。	
	株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債	
	の転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限	
	ります。)の行使等により取得したものを除きます。	
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。	
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内	
	とします。	
	投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きま	
主な投資制限	す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内としま	
	す。	
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー	
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの	
	投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合	
	計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委	
	託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整	
	を行うこととします。	
ベンチマーク	該当事項はありません。	
決算日	毎年4月30日(休業日の場合は翌営業日。)	

	日 叫 此 方 旧 山 百 (八 巴 汉 貝 丘
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
	分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を
	含みます。)等の全額とします。
収益の分配	収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しま
	す。ただし、必ず分配を行うものではありません。
	留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部
	分と同一の運用を行ないます。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.451% (税抜 年0.41%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2021年7月16日
信託期間	原則無期限
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

21. FOFs用新興国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)()

21.1013/11/01共国体	
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	新興国株式インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
工安权貝別家	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券 への投資を通じて、主として金融商品取引所等に
	上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に
	投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
	()に連動する投資成果を目指します。
	株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
	投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避する
	ため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国
投資態度	内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券
	オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に
	係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託者が適当と認める外
	国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。ま
	た、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一
	定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行
	うことができます。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	,
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
工化以及证明以	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
決算日	原則、毎年11月10日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。 初回決算日2023年11月10日(金)
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.187% (税抜 年0.17%)
信託財産留保額	解約時 0.3%
設定日	2023年4月5日
信託期間	無期限
受託会社	

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

22. Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J

運用会社	Wellington Management Company LLP
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

	<u>有伽証</u> 分庙出書(內国投貨信
主要投資対象	金融商品取引所等に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。 この投資信託においては、新興国に所在する企業のほか、新興国に資産を保有している企業、新興国で生産された商品・サービスによる収入の割合が高い企業、新興国に対する商品・サービスの販売による収入の割合が高い企業等にも投資します。
投資態度	MSCIエマージング・マーケット・インデックス()の騰落率を上回る投資 成果を追求します。 ポートフォリオは、カントリー・アロケーションおよび業種別アナリストの 個別銘柄選択による、ファンダメンタルズ分析に基づくボトム・アップ・ア プローチで構築します。 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託財産の純資産総額を超える有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。 投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 運用会社が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一発行会社(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の50%超を超える株式(投資法人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとします。 流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。 受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いません。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス
決算日	毎年12月31日
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託報酬	年率0.8% なお、この報酬率には投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する 諸費用、資産の保管等に要する諸費用、立替金の利息、借入金の利息、借入 枠(コミットメントライン)に係る費用、組入有価証券の売買の際に発生す る売買委託手数料等およびデリバティブ取引に要する費用等ならびに投資信 託証券の設立・運営・運用等に要する諸費用等が含まれます。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年5月30日
信託期間	無期限

関係法人	・管理会社(マネージメントカンパニー)
	Wellington Luxembourg S.a r.l.
	・運用会社(インベストメントマネージャー)
	Wellington Management Company LLP
	・預託機関(デポジタリー)
	State Street Bank International GMBH, Luxembourg Branch
	・管理事務代行会社(アドミニストレーター)
	State Street Bank International GMBH, Luxembourg Branch
	・名義書換事務受託会社(トランスファーエージェント)
	State Street Bank International GMBH, Luxembourg Branch
	<u>-</u>

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

23. FOFs用 新興国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	新興国債券インデックス マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建て 債券に投資し、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージ ング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) ()に連動する投資成果を目指します。 実質組入外貨建資産に対する為替へッジは、原則として行いません。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避す るため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証 券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨 に係る先物取引および通貨に係るオプション取引並びに委託者が適当と認め る外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができま す。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその 元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引および為替先 渡取引を行うことができます。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。

	,
主な投資制限	精神証券届出書(内国投資信 株式への投資は、転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社 債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての 社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に 限ります。)の行使、株式分割、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。 JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッ
ベンチマーク	ツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
決算日	年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価 益を含みます。)等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%(税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年3月30日
信託期間	2018年3月30日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。

「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

24. ウエスタン・グローバル債券ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
	当ファンドは、主に「ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」受益証券
運用の基本方針	への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことに
	より、信託財産の中長期的成長を目指します。
	「ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象と
	します。
主要投資対象	<マザーファンドの投資対象>
	 主に日本を除く世界の公社債を主要投資対象とします。
	ウエスタン・グローバル債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、
	信託財産の中長期的な成長を目指します。
	ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベー
	ス)()をベンチマークとします。
	ウエスタン・グローバル債券マザーファンド受益証券の組入比率は、原則と
	して高位を維持します。
	資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。
	<マザーファンドの投資態度>
	主に、日本を除く世界の公社債に投資します。
	ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベー
	ス)をベンチマークとします。
	原則として、取得時において1社以上の格付機関から投資適格(BBB-/
	Baa3)以上の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力
	をもつと運用者が判断する公社債を主要な投資対象としますが、取得時にお
 投資態度	いて信託財産の20%を上限としてこれを下回る信用力の公社債に投資するこ
投 貝忠反	とがあります。
	外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに
	基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて
	資産配分することがあります。
	資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。
	運用の指図に関する権限を下記投資顧問会社に委託します。
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(在米国)
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(在英国)
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・
	リミターダ (在ブラジル)
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミ
	テッド(在シンガポール)
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミ
	テッド(在オーストラリア)
	ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社

	有伽証券届出書(内国投資信
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用およびデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャー、債券等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)
決算日	毎年10月9日(休業日の場合は翌営業日。)
収益の分配	原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産 に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。) および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.33% (税抜 年0.3%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年10月10日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)は、ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックスをフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が独自に円換算したものです。「Bloomberg®」およびブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社とは提携しておらず、また、ウエスタン・グローバル債券ファンド(適格機関投資家専用)を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、ウエスタン・グローバル債券ファンド(適格機関投資家専用)に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

25. FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、東証REIT 指数(配当込み)()と連動する投資成果を目
	標として運用を行います。
	主としてわが国の取引所に上場している不動産投資信託証券(以下「上場不
 主要投資対象	動産投資信託証券」ということがあります。)に投資するJ-REITインデック
工女权具刈豕	ス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主
	要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と
	連動する投資成果を目標として運用を行います。
	マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを
	基本とします。
	東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われ
 投資態度	るわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所におけ
投員恐反	る当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)
	を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額
	と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財
	産の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下としま
	す 。
	同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信
	託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込
	み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄
	に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することがで
	きるものとします。
	外貨建資産への投資は行いません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
土は仅貝削収	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信
	- 託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託
	協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産
	総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	東証REIT 指数(配当込み)
 決算日	年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
U= >	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	उ 。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証REIT指数(配当込み)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、東京証券取引所に 上場しているREIT(不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込 み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標 は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、 指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又 は商標に関する全ての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

26. FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、S&P 先進国REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベー
	ス)()の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	主として日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券並び
	に取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券(総称して以下
	「上場等不動産投資信託証券」といいます。)に投資するグローバルREIT イ
	ンデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益
	証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、S&P 先進国REIT 指数(除く日
	本、配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行い
	ます。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを
	基本とします。
	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(上場等不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下としま
	す。
	同一銘柄の上場等不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資
	信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、S&P 先進国REIT 指数
	(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が10%を超
	える銘柄がある場合には、当該銘柄にS&P 先進国REIT 指数(除く日本、配
	当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるも
	のとします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信
	託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託
	協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産
	総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	S&P 先進国REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)
決算日	年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
 収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「S&P 先進国REIT 指数(除く日本、配当込み)」とは、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT(不動産投資信託証券)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。「配当

込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。S&P 先進国REIT 指数(以下「当インデック ス」)はS&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLC の商品であり、これを利用するライ センスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's ^(R) およびS&P ^(R) は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones ^(R)はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJI に、特定目的での利用を 許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されて います。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的 に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追随するS&P 先進国REIT 指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 先進国 REIT 指数に関して、S&P Dow Jones Indices と三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indices またはそのライセンサーの特 定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 先進国REIT 指数は三井住友 トラスト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices に よって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、S&P 先進国REIT 指数の決定、構成 または計算において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の 要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの価格または数量、ある いは当ファンドの新規設定または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償 還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。 S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義 務または責任も負いません。S&P 先進国REIT 指数に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマ ンスを正確に追随する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。SPDJI は投資顧問 会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券 の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはな りません。S&P Dow Jones Indices は、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または 書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正 確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indices は、これに含まれる誤り、欠 落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices は、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデー タの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって三井住友トラスト・ アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果に ついて、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、 S&P Dow Jones Indices は、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定さ れない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされて いたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないもの とします。S&P Dow Jones Indices のライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと三井住友トラ スト・アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

27. FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
	この投資信託は、世界の様々な商品(コモディティ)市況を捉えることを目的
運用の基本方針	に、ブルームバーグ商品指数(円換算ベース)()と概ね連動する投資成果
	をめざして運用を行います。
	主としてブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル
 主要投資対象	建て債券(以下「米ドル建て債券」といいます。)に投資するグローバル・
工安权貝別家	コモディティ(米ドル建て) マザーファンド(以下「マザーファンド」とい
	います。)の受益証券および米ドル建て債券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、もしくは米ドル建て債券へ直接
	投資することで、ブルームバーグ商品指数(円換算ベース)と概ね連動する
	投資成果を目指して運用を行います。なお、マザーファンド受益証券および
	米ドル建て債券の双方に投資することがあります。
投資態度	米ドル建て債券への実質投資割合は、原則として高位とすることを基本とし
	ます。
	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%
	以下とします。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投
	資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
主な投資制限	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券も
	しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投
	資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投
	資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産
	の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:5月26日(休業日の場合は翌営業日)

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
川東共の八両	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月26日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	-

ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社(総称して、「ブルームバーグ」)とUBS セキュリティーズ・エル・エ ル・シー(UBS Securities LLC)の共同商品で、現物商品の先物契約により構成され、商品市場全体 の値動きを表します。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。ブルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index SM) および「ブルームバーグ (Bloomberg (R)) 」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エ ル・ピー (Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社のサービスマークであり、三井住友トラス ト・アセットマネジメント株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブ ルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index SM) は、ブルームバーグとUBS セキュリティー ズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信 し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBS セキュリティーズ・エル・エル・シーおよび その関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、三井住友トラスト・アセットマネジメン ト株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBS は、当ファンドを承認し、是認し、レ ビューしまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBS のいずれも、ブルームバー グ商品指数 (Bloomberg Commodity Index SM) に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確 性または完全性も保証するものではありません。

28. FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、ゴールド・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいま
	す。)受益証券に投資を行ない信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	主として、マザーファンド受益証券を通じて、金地金価格への連動をめざす
	上場投資信託証券に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ない
	ます。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。な
机次丝点	お、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
上 投資態度	実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として
	対円での為替ヘッジを行ないます。
	ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存
	元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した
	場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、
	投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託
	財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
主な投資制限	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2 条第20 項に規定するものをい
	い、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券
	もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投
	資信託において取引可能なものに限ります。) について、一般社団法人投資
	信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純
	資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:7月8日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含
む)等の全額等の全額とします。 収益の分配	む)等の全額等の全額とします。
収血の力能	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定する。ただ
	し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.143% (税抜 年0.13%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年9月29日
信託期間	原則として、2017年9月29日から2027年7月8日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

29. BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY

運用会社	BlueBay Asset Management LLP
 運用の基本方針	主としてわが国を含む世界の投資適格債券に投資するとともに、デリバティブ
2/13/12 1/32	取引および為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。
	わが国を含む世界の投資適格債券を主要投資対象とし、デリバティブ取引およ
主要投資対象	び為替予約取引を主要取引対象とします。
	なお、投資適格未満の格付の債券等に投資することもあります。
	主としてわが国を含む世界の投資適格債券に投資するとともに、デリバティ
	ブ取引および為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。な
	お、投資適格未満の格付の債券等に投資することもあります。
	ポートフォリオの構築は、買建(ロングポジション)だけでなく売建
	(ショートポジション)でも行います。また、債券投資の代替手段としてデ
投資態度	リバティブ取引を活用することがあります。
	債券の組入総額とデリバティブ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の
	純資産総額を超えることがあります。
	組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行うことがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	投資適格債券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以上としま
 主な投資制限	す 。
工名汉其即成	投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、投資信託財産
	の純資産総額の10%以下とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年6月30日(休業日の場合は前営業日)
収益の分配	収益の分配は行いません。
	年率0.74%
信託報酬	なお、この報酬率には投資顧問会社の運用報酬の他、管理会社・管理事務代行
	会社・名義書換事務受託会社・保管受託銀行の報酬が含まれています。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2011年5月24日
	・管理会社
	BlueBay Funds Management Company S.A.
	・投資顧問会社
BB (7.1.)	BlueBay Asset Management LLP
関係法人 	・副投資顧問会社
	BlueBay Asset Management USA LLC
	 ・管理事務代行会社 / 名義書換事務受託会社 / 保管受託銀行
	Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.
	<u> </u>

30. FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
海田の甘木亡針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
運用の基本方針	す。

	有伽証券届出書(内国投貨信
 主要投資対象	ピクテ マルチストラテジー リンク マザーファンド (以下「マザーファン
	ド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンドへの投資を通じて、主としてゴールドマン・サックス・イ
	ンターナショナルによって設立された海外籍特別目的会社(SPC)の発行する
	円建債券(以下「円建債券」といいます。)に投資し、ピクテグループの
	運用会社が運用する外国投資信託証券「Pictet TR - Diversified Alpha」
	(以下「PTRディバーシファイド・アルファ・ファンド」 といいます)の
	基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。
投資態度	PTRディバーシファイド・アルファ・ファンドは、世界の株式、債券、為
	替、等の多様な資産に対して、様々な投資手法を組み合わせることによ
	り、中長期における収益の獲得を目指して運用を行うルクセンブルク籍投
	資信託証券です。
	円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規
	模によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は転換社債を転換したものおよび新株予約権(新株予約権付社
	債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について
	の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ
	とをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1
	 項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予
	│ │ 約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当または社債権者割当により
	 取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額
	の10%以下とします。
	│ │ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	 外貨建資産への投資は行いません。
 主な投資制限	 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	│ │ ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	 投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計
	で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託
	 者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調
	整を行うこととします。
	 デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	 新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信
	託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資
	産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません
決算日	毎年10月10日(休業日の場合は翌営業日)
L	l .

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
四分介八面	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
収益の分配 	します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
	ます。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年1月20日
信託期間	原則として、2016年1月20日から2025年10月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

31. FOFs用米国株式 L S ファンド S (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
 運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
理用 の 埜平 刀 却	す。
主要投資対象	米国株式LSマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益
	証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてUBS AG ロンドン支店
	が組成を取りまとめた海外籍特別目的会社(SPC)の発行する米ドル建債
	券(以下「米ドル建債券」といいます。)に投資し、米国の金融商品取引所
	等に上場している株式等の買建(ロングポジション)と売建(ショートポジ
	ション)を組み合わせたマーケット・ニュートラル戦略による運用 を行い
	ます。
	1 米ドル建債券への投資額のうち、マーケット・ニュートラル戦略による
	運用に用いられない余剰資金は、原則として米ドル建MMFもしくはそ
投資態度	れに類するものまたは米ドル建公社債、コマーシャル・ペーパー等の短
	期有価証券もしくは短期金融商品等により運用されます。
	2 マーケット・ニュートラル戦略による運用は、Two Sigmaグループの運
	用会社が計量モデルを活用することで運用します。
	米ドル建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替
	変動リスクの低減を目指します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計
十十八次4月7日	で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託
主な投資制限 	者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調
	整を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信
	託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資
	産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:7月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
収益の分配 	します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
	ます。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年10月10日
信託期間	2017年10月10日から2025年7月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

32. FOFs用 コモディティLSアルファ・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま す。
主要投資対象	コモディティLSアルファ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてブルームバーグ商品指数()の騰落率とブルームバーグ商品フォワード指数(以下、「フォワード指数 ¹」といいます。)の騰落率の差に基づいて償還価格が決定される円建債券 ²(以下、「円建債券」といいます。)に投資します。

1)この投資信託においてフォワード指数とは、ブルームバーグ商品指数と構成商品(エネルギー、穀物、非鉄、貴金属等に係る各種商品先物)および構成比率を同一としながら、異なる限月の商品先物で構成された指数をいいます。

投資態度

2) 運用効率の向上を目的として、主としてブルームバーグ商品指数の騰落率に一定数を乗じた数値とフォワード指数の騰落率に一定数を乗じた数値の差に基づいて償還価格が決定される円建の債券に投資することがあります。なお、この場合、それぞれの指数騰落率に乗じる一定数は同値とします。

円建債券への実質投資を通じて、ブルームバーグ商品指数とフォワード指数 の間でロング・ショート戦略に基づく運用を行い、絶対収益の獲得を目指し ます。

円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。

株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資 信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

主な投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、 新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし くは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資 信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信 託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資 産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
該当事項はありません。
原則、毎年5月26日
ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評
価益を含みます。)等の全額とします。
分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
ます。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
部分と同一の運用を行います。
純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
該当事項はありません。
2019年10月2日
原則として無期限
三井住友信託銀行株式会社

ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社 (総称して、「ブルームバーグ」) とUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー (UBSSecurities LLC) の共同商品で、現物商品の先物契約により構成され、商品市場全体の値動きを表します。

ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)および「ブルームバーグ(Bloomberg (R))」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)は、ブルームバーグとUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBS セキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBS は、当ファンドを承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBS のいずれも、ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

33. FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社		
連用の基本方針 す。 ******** **** *** *** ** ** **	運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国株式イントラデ イ・トレンド戦略 ¹ に基づいて償還価格が決定される円建債券(以下、「円 建債券」といいます。)に投資します。 1)この投資信託において米国株式イントラデイ・トレンド戦略とは、米国 株式市場 ² の1日の取引時間中の値動きを捉えることを目的とする戦略をいいます。具体的には、一定のルールに従って株式市場が一定率以上上昇した場合には買い建てポジションを、一定率以上下落した場合には売り建てポジションを構築し、全てのポジションを当該取引日の終了時までに解消する戦略です。なお、株式市場の値動きによっては、同一日に買い建てポジションと売り建てポジションを同時に構築することや、買い建てポジションと売り建てポジションの合計額あるいは売り建てポジションの合計額あるいは売り建てポジションの合計額が一時的に投資信託財産の純資産総額の2倍程度になることがあります。 2)当該戦略の参照対象は、S&P500のほかダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)やナスダック総合指数等の株価指数、あるいはこれらの株価指数 先物も含みます。 円建債券への実質投資を通じて、米国株式市場の1日の取引時間中の値動き	運用の基本方針	
イ・トレンド戦略 ¹ に基づいて償還価格が決定される円建債券(以下、「円建債券」といいます。)に投資します。 1)この投資信託において米国株式イントラデイ・トレンド戦略とは、米国株式市場 ² の1日の取引時間中の値動きを捉えることを目的とする戦略をいいます。具体的には、一定のルールに従って株式市場が一定率以上上昇した場合には買い建てポジションを、一定率以上下落した場合には売り建てポジションを構築し、全てのポジションを当該取引日の終了時までに解消する戦略です。なお、株式市場の値動きによっては、同一日に買い建てポジションと売り建てポジションを同時に構築することや、買い建てポジションの合計額あるいは売り建てポジションの合計額あるいは売り建てポジションの合計額が一時的に投資信託財産の純資産総額の2倍程度になることがあります。 2)当該戦略の参照対象は、S&P500のほかダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)やナスダック総合指数等の株価指数、あるいはこれらの株価指数先物も含みます。 円建債券への実質投資を通じて、米国株式市場の1日の取引時間中の値動き	主要投資対象	
円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模	投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国株式イントラディ・トレンド戦略 1に基づいて償還価格が決定される円建債券(以下、「円建債券」といいます。)に投資します。 1)この投資信託において米国株式イントラデイ・トレンド戦略とは、米国株式市場 2の1日の取引時間中の値動きを捉えることを目的とする戦略をいいます。具体的には、一定のルールに従って株式市場が一定率以上上昇した場合には買い建てポジションを、一定率以上下落した場合には売り建てポジションを構築し、全てのポジションを当該取引日の終了時までに解消する戦略です。なお、株式市場の値動きによっては、同一日に買い建てポジションと売り建てポジションを同時に構築することや、買い建てポジションと売り建てポジションの合計額あるいは売り建てポジションの合計額が一時的に投資信託財産の純資産総額の2倍程度になることがあります。 2)当該戦略の参照対象は、S&P500のほかダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)やナスダック総合指数等の株価指数、あるいはこれらの株価指数 先物も含みます。 円建債券への実質投資を通じて、米国株式市場の1日の取引時間中の値動きを捉えることを目的とする運用を行い、収益の積み上げを目指します。 円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		にみ ノ (は、工心以)) (はい) (はい) (はい) (はい) (はい) (はい) (はい) (は

	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債
	のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての
	社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと
	をあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項
	第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権
	に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得し
	たものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%
	以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
 主な投資制限	│ │ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー│
	│ │ ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投 │
	│ │ 資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で│
	 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	 は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	 を行うこととします。
	 デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	│ │ 新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく│
	│ │ は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託 │
	│ │ において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協│
	│ │ 会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総│
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:3月10日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	ं च
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2020年10月6日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

34. ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社 野村アセットマネジメント株式会社

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本と
	します。
	日本成長株投資マザーファンド受益証券および野村日本株最小分散ポートフォ
主要投資対象	リオ マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数)
	()を対象とした株価指数先物取引(以下、「株価指数先物取引」といいま
	す。)を主要取引対象とします。なお、株式等に直接投資する場合がありま
	す。
	<日本成長株投資マザーファンドの投資対象>
	わが国の株式を主要投資対象とします。
	<野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンドの投資対象>
	わが国の株式を主要投資対象とします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

各マザーファンド受益証券を主要投資対象、株価指数先物取引を主要取引対象 とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

各マザーファンド受益証券に投資を行うとともに、株価指数先物取引を活用します。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行います。各マザーファンド受益証券への投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境や各マザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行うことを基本とします。

各マザーファンド受益証券の合計組入比率は、原則として信託財産の純資産 総額の70%~90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先 物取引を行うにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲と ならない場合があります。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 日本成長株投資マザーファンドの投資態度 >

わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップア プローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本 成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さおよびその継続性等に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価(株価の割高・割安の度合い)等を勘案して組入比率を決定します。 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンドの投資態度>

株式への投資にあたっては、財務リスク・流動性等を考慮し、投資候補銘柄 を選定した上で定量モデルにより最適化を行い、ポートフォリオのボラティ リティを最小化することを目指します。

ポートフォリオの最適化にあたっては、業種配分、投資銘柄数、個別銘柄への投資比率、取引コスト等を勘案します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資態度

	,
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下としま
	ं
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と
	します。
	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純
	資産総額の20%以内とします。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信
	託財産の純資産総額の10%以内とします。
主な投資制限	同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割
	合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
	投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額
	が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則
	に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則
	に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:12月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益の分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.506%(税抜 年0.46%)
信託財産留保額	解約申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
設定日	2019年4月10日
信託期間	無期限
受託会社	野村信託銀行株式会社

「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関する全ての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

35. ウエスタン・カレンシー・アルファ・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
1里用完紅	レノフノグリフ・エフフルトフ・ンヤハフ株式会社

	,
	主に「ウエスタン・カレンシー・アルファ・マザーファンド」受益証券への
 運用の基本方針	投資を通じて、主に日本の公社債に投資を行うとともに、為替予約取引等を
連用の基本方針 	積極的に活用する通貨ロング・ショート戦略により、市場動向に左右されに
	くい安定した収益の獲得を目指します。
 主要投資対象	「ウエスタン・カレンシー・アルファ・マザーファンド」受益証券を主要投資
工安汉貝刈豕	対象とします。
	1. ウエスタン・カレンシー・アルファ・マザーファンド受益証券を主要投資
	対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
投資態度	2. ウエスタン・カレンシー・アルファ・マザーファンド受益証券の組入比率
投 具恐反	は、原則として高位を維持します。
	3. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があ
	ります。
	1.株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	2.新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資
	産総額の5%以内とします。
	3.同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%
	以内とします。
	4.投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
主な投資制限	5.外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	6. 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
	7.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの
	信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計
	で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一
	般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこ
	ととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日。第1期決算日は2022年11月16日)
収益の分配	期中無分配
信託報酬	年率0.418%(税抜 0.38%)
信託財産留保額	なし
設定日	2022年4月12日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

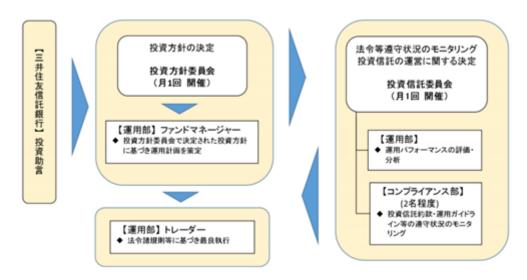
36. MA Hedge Fund Strategies Limited

運用会社	UBS 0'Connor LLC			
	主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価			
運用の基本方針	格と買収先企業の案件成立前の株価の差異(スプレッド)を捉え、収益を			
	積み上げることを目指して運用を行います。			

主要投資対象	世界各国(日本を含みます。)の企業の株式を主要投資対象とします。な	
	お、上場デリバティブ商品等に投資することがあります。	
	公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、また	
	は買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てるこ	
	とを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品等を活用する	
	ことがあります。	
投資態度	ポートフォリオ構築プロセスに沿って適切な格付を付与、これに基づき確信	
	度、リスク/リターン、ファンダメンタル要因などの分析結果に基づきポジ 	
	ションを決定します。	
	為替変動リスクを回避するために、原則として対円での為替ヘッジを行いま	
	す。	
	投資法人財産を超える有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。	
	投資法人財産の10%を超える借り入れは行いません。	
	一発行会社(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の50%超を超える株	
	式(投資法人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとしま	
	す。	
	流動性に欠ける資産への投資は、投資法人財産の15%以下とします。	
 主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。	
工の以外の対	一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリ	
	バティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、	
	原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え	
	ることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととしま	
	す。	
	投資信託証券への投資は行いません。	
	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。	
ベンチマーク	該当事項はありません。	
決算日	年1回:12月31日	
収益の分配	該当事項はありません。	
	運用報酬:年率0.6%	
	成功報酬:15%	
信託報酬	月末最終営業日時点の1 口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マー	
	ク(過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値)を上回った場	
	合、超過部分の15%。	
信託財産留保額	該当事項はありません。	
設定日	2019年10月10日	
信託期間	無期限	
	・運用会社	
 関係法人	UBS O'Connor LLC	
送流水人	・保管銀行・管理事務代行会社	
	MUFG Alternative Fund Services (Ireland) Limited	

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、委員会等の名称は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規程を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合など を行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会 社より受け取っております。

(4)【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

- <約款に定める投資制限>
 - イ.投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - 口.株式への投資 株式への直接投資は行いません。
 - 八.外貨建資産への投資割合外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

二.デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

- ホ.公社債の借入れの指図、目的及び範囲
- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- へ、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ト. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

チ.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八)収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- リ.信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他の投資制限 >

イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済 情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

債券等の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、債券等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。加えて、物価連動債券の価格は、物価変動及び将来の物価変動に対する市場予想の変化によっても変動します。債券等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

商品(コモディティ)の価格変動リスク

商品の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、 天候、作況、生産国(産出国)の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を大きく受けます。商品価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して 円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨 建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッ ジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジ を行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の 金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコスト がかかる場合があることにご留意ください。

信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する際には、信用度に関するマーケットの考え方の変化の影響をより大きく受ける可能性があり、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクがより高いものになると想定されます。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

資産等の選定・配分に係るリスク

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を 行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引等の買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンドの基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

仕組み債券に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、特定の対象(指数やファンド等)の値動きに概ね連動する投資成果 を目指す仕組み債券を活用する場合がありますが、投資対象ファンドが、特定の対象と連動することを保証するものではありません。

また、仕組み債券の価格は取引に関わる関係法人の財務状況等及びそれらに関する外部評価等、市場や経済環境の悪化や混乱、また概ね連動を目指すファンドの流動性の制約等により変動し、あるいは債券取引が一部不可能となる等、概ね連動を目指す対象と大きく乖離することがあります。

加えて、通常、仕組み債券の取引に関わるブローカーは限定的であり(1社の場合もあります)、 取引にあたっては高いコストがかかる場合があります。

なお、仕組み債券の発行体は少数であることが多いため、信用リスクが顕在化した場合には、投資対象ファンドは多数の発行体に分散投資を行う投資信託と比較して、大きな影響を被る可能性があります。また、発行体の財務状況や信用力の他、市場や経済環境の変動等により、仕組み債券が発行されない場合には、投資対象ファンドが償還となる可能性があります。

ブローカーの信用リスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的にデリバティブや為替予約取引等を行う場合があります。ブローカーの債務不履行等によって、ブローカーで保管されている証拠金の一部又は相当の額が失われる可能性や契約が履行されない可能性があり、ファンドが大きな影響を被る可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり が小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

コンプライアンス部が、運用パフォーマンス及び運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を投資信託委員会に報告します。

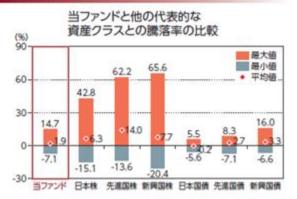
コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

上記は、2023年1月末現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

[参考情報]



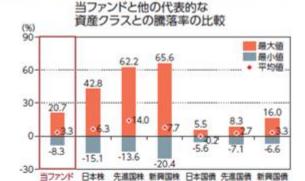




むさしのコア投資ファンド(成長型)



- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資した ものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準 価額とは異なる場合があります。



- *2018年2月~2023年1月の5年間の各月末における直近1年間の概答率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰浩率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰浩率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰浩率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株···Morningstar 日本株式指数

先進国株···Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株···Morningstar 新興国株式指数

日本国債···Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソプリン債指数

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、すべて利子・配当込みのグロス・リターンの指数です。

各指数の概要

- ・日 本 株…Morningstar 日本株式指数は、Morningstar,Incが発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- ・先進国株・・Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar、Incが発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株…Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar,Incが発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- ・日本国債…Morningstar 日本国債指数は、Morningstar,Incが発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- ・先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar,Incが発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府 系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債…Morningstar 新興国ンプリン債指数は、Morningstar,Incが発表している債券指数で、新興国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

当ファンドは、Morningstar、Inc.、またはイポットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar、Inc.の関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」といいます)の能力について、当ファンドの受益者または公衆に対し、明示または黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、ちばぎんアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」といいます)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社または当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成または算定を行うにあたり、委託会社または当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティングまたは売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証せず、また、Morningstar グループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者もしくはユーザー、またはその他の人もしくは法人が、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータについて明示または黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的または使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%(税抜 3.0%)(1)の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

1:「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます(以下同じ。)。

「分配金再投資コース」(2)において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2:「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2)【換金(解約)手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額()の控除はありません。ただし、当ファンドが保有する投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.386%(税抜 1.26%)を乗じて得た額とします(信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報 酬率)。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.869%	(税抜	0.79%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資
	十 年 0.009%	(九九八		料作成等の対価
販売会社	年率 0.462%	!% (税抜	0.42%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での
	十年 0.402%			ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	生卒 0.0550/	05504 (1 8 15	0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の
	年率 0.055% (税抜 	(税抜		対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

(参考) 各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬(投資信託財産の純資産総額に対する年率)は下記の通りです。 当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産 の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用 日本株式ESGセレクト・リーダー ズ・インデックス・ファンドS(適格機関 投資家専用)	年率 0.198%(税抜 年0.18%)
国内株式アクティブバリューファンド(適 格機関投資家専用)	年率 0.517%(税抜 0.47%)
日本長期成長株集中投資ファンド (適格機 関投資家専用)	年率 0.7095% (税抜 0.645%)
FOFs用国内株式EVIバリューファンド(適 格機関投資家専用)	年率 0.495%(税抜 0.45%)
FOFs用 日本債券ツイン戦略ファンドS(適 格機関投資家専用)	年率 0.187% (税抜 0.17%)

有価証券届出書((内国投資信託受益証券)	

毎年3月および9月の最終営業日における日本相互
証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の
利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最
終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日であ
る最初の営業日から適用するものとします。
新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬
0.5%未満の場合・・・・・・・年率 0.264%
(税抜 0.24%)
0.5%以上1%未満の場合・・・・年率 0.297%
(税抜 0.27%)
1%以上の場合 ・・・・・・・年率 0.33%
(税抜 0.3%)
ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純
資産総額に対し、年0.264%(税抜0.24%)以内の
率を乗じて得た額とします。
新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬
1%未満の場合・・・・・・・年率0.176%
(税抜 0.16%)
1%以上の場合・・・・・・・年率0.264%
(税抜 0.24%)
信託報酬率はファンドの純資産総額に応じて異な
り、その上限料率は年率0.275%(税抜0.25%)
とします。
100億円以下の部分・・・・・年率0.275%
(税抜 0.25%)
100億円超の部分・・・・・・年率0.253%
(税抜 0.23%)

	毎期、計算期間の開始日の属する月の前月末にお
	ける日本相互証券株式会社が発表する新発10年固
	定利付国債の利回り(終値)に応じて以下に定め
	る率とします。
	新発10年固定利付国債の利回り
	2%未満の場合・・・・・・・年率0.2035%
	(税抜 0.185%)
SMDAM日本債券ファンド(適格機関投	2%以上3%未満の場合・・・・・年率0.2475%
資家専用)	(税抜 0.225%)
	3%以上4%未満の場合・・・・・年率0.2915%
	(税抜 0.265%)
	4%以上5%未満の場合・・・・・年率0.3355%
	(税抜 0.305%)
	5%以上の場合・・・・・・・年率0.3795%
	(税抜 0.345%)
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用 外国株式ESGリーダーズ・インデッ	
	年率 0.198%(税抜 年0.18%)
クス・ファンドS(適格機関投資家専用)	
グローバル株式コンセントレイト・ファン ド(適格機関投資家専用)	年率 0.814% (税抜 0.74%)
ブランディワイン・グローバル株式ファン	年率 0.671%(税抜 0.61%)
ド(適格機関投資家専用)	中平 0.07170 (机版 0.0170)
ニッセイ / サンダース・グローバルバ	
リュー株式ファンド(FOFs用)(適格	年率 0.7381% (税抜 0.671%)
機関投資家専用)	
	純資産総額に対し、当該純資産総額に応じて以下
	の率を乗じて得た額を日々計上する。
	100億円以下の部分・・・・・ 年率0.7040%
世界エクイティ・ファンド(適格機関投資	(税抜 0.64%)
家向け)	100億円超、200億円以下の部分・・年率0.6490%
	(税抜 0.59%)
	200億円超の部分・・・・・・ 年率0.5940%
	(税抜 0.54%)
Capital Group New Economy Fund(LUX)	年率 0.525%
Class ZL	T+ 0.02070
F0Fs用外国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用 世界債券総合インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)

	有伽証券届出書(内国投資)
フィデリティ外国債券アクティブ・セレクト・ファンド(適格機関投資家専用)	年率 0.451% (税抜 0.41%)
FOFs用 新興国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率 0.187% (税抜 年0.17%)
Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	年率 0.8%
FOFs用 新興国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
ウエスタン・グローバル債券ファンド(適 格機関投資家専用)	年率 0.33%(税抜 0.30%)
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用グローバルREITインデックス・ファ ンドS(適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル 建て)・ファンドS(適格機関投資家専 用)	年率 0.198%(税抜 0.18%)
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	年率 0.143% (税抜 0.13%)
BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	年率 0.74%
FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用米国株式 L S ファンド S (適格機関 投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用 コモディティLSアルファ・ファン ドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略 ファンド(適格機関投資家専用)	年率 0.506% (税抜 0.46%)
ウエスタン・カレンシー・アルファ・ファ ンドS(適格機関投資家専用)	年率 0.418% (税抜 0.38%)
MA Hedge Fund Strategies Limited	運用報酬:年率 0.6% 成功報酬:15% 月末最終営業日時点の1 口当たり純資産価格が八 イ・ウォーター・マーク(過去の月末最終営業日時 点での純資産価格の最高値)を上回った場合、超過 部分の15%。
	部分の15%。 冷式起酬を令めた宇庭的か冷式起酬をの概管値はて

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

託報酬率は変動します。なお、投資対象ファンドにより別途運用実績に基づき計算される成功報酬 額がかかる場合があります。

実質的な信託報酬率:年率1.58209%~1.89790%程度(税抜 1.43827%~1.74472%程度) (投資対象とする投資信託証券:年率0.19609%~0.51190%程度(税抜0.17827%~0.48472%程度))

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します (投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料()、組入資産の保管に要する 費用()、ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用()等は、 受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します(投資対象ファンドにおいて負担す る場合を含みます。)。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用()は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示す ことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料 組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用は、仕組み債券の発行・管理にあたり発行者等に支払う手数料、仕組み債券の連動対象となるファンド及びファンドが組み入れるヘッジファンド等の運用者に支払う運用報酬(成功報酬を含みます。)等財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

投資助言会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬の中から支払うものとし、その額は、ファンドの純資産総額に年率0.495%(税抜0.45%)を乗じて得たものとします。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

(ご参考)

《 仕組み債券の費用にかかる記載 》

- ・FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用) 実質的に投資する円建債券の価格に反映される費用等は、以下の通りです。
 - ・円建債券は、円建債券の評価額に対して年率0.25%程度が発行・管理手数料等としてかかります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・円建債券の連動対象となるPTR ディバーシファイド・アルファ・ファンドにおいては、運用報酬 (PTR ディバーシファイド・アルファ・ファンドの純資産総額に対して年1.0%)、成功報酬、その他管理費用、監査費用等がかかります。

これらの費用等はすべて、今後、変更となる場合があります。

・FOFs用米国株式LSファンドS(適格機関投資家専用)

実質的に投資する米ドル建債券の価格に反映される費用等は、以下の通りです。

- ・米ドル建債券の評価額に対して年率0.38%が発行・管理手数料等としてかかります。加えて保管費用として年率0.02%、その他管理費用等がかかります。
- ・マーケット・ニュートラル戦略による運用額に対する運用報酬として年率2.00%、純資産価値算出費用として年率0.03%、有価証券の売買費用、借株費用、その他管理費用等がかかります。
- ・米ドル建MMFもしくはそれに類するものに投資した場合、信託報酬等の費用が発生することがありますが、投資対象により報酬率が異なる等の理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

これらの費用等は全て、今後、変更となる場合があります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源 泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

	税率	(内 訳)
2037年12月31日まで	20.315% ((所得税15.315%、住民税5%)
2038年1月1日以降	20% ((所得税15%、住民税5%)

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

口.一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その税率は、上記イ.の表の通りです。

八.損益通算について

- 一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び 譲渡所得等の所得間並びに上場株式等(公募投資信託を含みます。)の配当所得(申告分離課 税を選択したものに限ります。)及び譲渡所得等との損益通算が可能です。
- 二.少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当 する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ホ.外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税	率	(所得税のみ)
2037年12月31日まで			15.315%
2038年1月1日以降			15%

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

個別元本について

- イ.追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申 込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)に当たり ます。
- ロ.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ.ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- 二.受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の「普通分配金と元本払戻金(特別分配金)について」をご参照ください。)

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- 口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は、2023年1月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2023年1月31日現在の状況について記載してあります。

【むさしのコア投資ファンド(安定型)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	331,823,917	90.92
	ルクセンブルク	3,204,012	0.88
	小計	335,027,929	91.80
投資証券	ルクセンブルク	12,095,993	3.32
	ケイマン	8,694,689	2.38
	小計	20,790,682	5.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,126,166	2.50
合計(純資産総額)	•	364,944,777	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	43,764,954	0.9548	41,791,004	0.9262	40,535,100	11.11
2	日本	受益証券	マニュライフFOFs用日本債券スト ラテジックファンド(適格機関投 資家専用)	43,040,198	0.97	41,751,506	0.9401	40,462,090	11.09
3	日本	受益証券	明治安田F0Fs用日本債券アクティ ブ戦略ファンド(適格機関投資家 専用)	36,995,415	0.9626	35,614,359	0.9394	34,753,492	9.52
4	日本		FOFs用 国内株式インデックス・ ファンドS(適格機関投資家専用)	22,655,137	1.1997	27,180,067	1.2749	28,883,034	7.91
5	日本	受益証券	FOFs用ゴールド・ファンド 為替 ヘッジあり (適格機関投資家専 用)	19,703,501	1.2095	23,832,842	1.304	25,693,365	7.04
6	日本		FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	18,786,935	1.347	25,306,689	1.3243	24,879,538	6.82
7	日本		FOFs用外国株式インデックス・ ファンドS(適格機関投資家専用)	9,204,658	1.9081	17,564,084	1.9662	18,098,198	4.96
8	日本		FOFs用コモディティLSアルファ・ ファンドS(適格機関投資家専用)	11,993,747	1.1232	13,472,216	1.2316	14,771,498	4.05
9	日本	受益証券	ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ 戦略ファンド(適格機関投資家専 用)	15,779,821	0.948	14,959,825	0.9244	14,586,866	4.00
10	日本	受益証券	FOFs用 ピクテ マルチストラテ ジー リンクファンドS (適格機関 投資家専用)	14,088,505	1.0227	14,408,314	0.9989	14,073,007	3.86
11	日本		FOFs用 米国株式LSファンドS (適 格機関投資家専用)	12,626,853	1.0435	13,177,240	1.0242	12,932,422	3.54

有価<u>証券届出書(内国投資信</u>託受益証券)

							有価証券	<u> </u>	投資信
12	日本		ウエスタン・カレンシー・アル ファ・ファンドS(適格機関投資 家専用)	9,307,121	0.971	9,037,828	0.9547	8,885,508	2.43
13	ルクセン ブルク	投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - ク ラスS-JPY	812.814	10,465.94	8,506,862	10,870.84	8,835,970	2.42
14	ケイマン	投資証券	MA Hedge Fund Strategies Limited	864	10,232.01	8,840,456	10,063.29	8,694,689	2.38
15	日本		FOFs用グローバルREITインデック ス・ファンドS(適格機関投資家専 用)	5,221,866	1.4699	7,675,872	1.4423	7,531,497	2.06
16	日本		FOFs用グローバル・コモディティ (米ドル建て)・ファンドS(適格 機関投資家専用)	5,471,886	1.314	7,190,496	1.2921	7,070,223	1.94
17	日本		FOFs用外国債券インデックス・ ファンドS (適格機関投資家専用)	4,511,717	1.0982	4,955,057	1.0483	4,729,632	1.30
18	日本		日本長期成長株集中投資ファンド (適格機関投資家専用)	2,055,345	2.0207	4,153,404	2.1808	4,482,296	1.23
19	日本		FOFs用国内株式EVIバリューファンド(適格機関投資家専用)	4,026,746	1.0244	4,124,998	1.1066	4,455,997	1.22
20	日本		FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	4,932,610	0.8405	4,145,858	0.8901	4,390,516	1.20
21	日本		国内株式アクティブバリューファ ンド(適格機関投資家専用)	3,516,174	1.1797	4,148,335	1.2476	4,386,778	1.20
22	日本		ブランディワイン・グローバル株 式ファンド (適格機関投資家専 用)	2,894,953	1.0532	3,048,964	1.1571	3,349,750	0.92
23	ルクセン ブルク	投資証券	Capital Group New Economy Fund (LUX)Class ZL	2,147.578	1,512.88	3,249,034	1,518	3,260,023	0.90
24	ルクセン ブルク		Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	272.288	11,645.5	3,170,929	11,767	3,204,012	0.88
25	日本		グローバル株式コンセントレイ ト・ファンド(適格機関投資家専 用)	1,930,537	1.665	3,214,344	1.6498	3,184,999	0.87
26	日本		ウエスタン・グローバル債券ファ ンド(適格機関投資家専用)	2,212,699	1.2343	2,731,278	1.2001	2,655,460	0.73
27	日本	受益証券	フィデリティ外国債券アクティ ブ・セレクト・ファンド (適格機 関投資家専用)	2,603,628	1.0415	2,711,684	1.0141	2,640,339	0.72
28	日本		FOFs用日本株式ESGセレクト・リー ダーズ・インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	2,151,604	0.9946	2,140,198	1.0314	2,219,164	0.61
29	日本		FOFs用外国株式ESGリーダーズ・インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	1,617,161	1.0016	1,619,907	1.0118	1,636,243	0.45
30	日本		FOFs用新興国債券インデックス・ ファンドS(適格機関投資家専用)	514,130	0.9959	512,022	1.0443	536,905	0.15

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	91.80
投資証券	5.70
合計	97.50

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額 (円)		1口当たり純資産額(円)	
אָל מילי		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(2017年 7月10日)	1,531,178,028	1,531,178,028	1.0297	1.0297
第2計算期間末	(2018年 7月10日)	1,139,864,878	1,139,864,878	1.0405	1.0405
第3計算期間末	(2019年 7月10日)	1,216,649,141	1,216,649,141	1.0453	1.0453
第4計算期間末	(2020年 7月10日)	716,456,873	716,456,873	1.0400	1.0400
第5計算期間末	(2021年 7月12日)	458,638,546	459,441,985	1.1417	1.1437
第6計算期間末	(2022年 7月11日)	381,213,447	381,213,447	1.1301	1.1301
	2022年 1月末日	398,743,987		1.1312	
	2月末日	399,061,771		1.1269	
	3月末日	413,364,490		1.1616	
	4月末日	407,193,838		1.1508	
	5月末日	405,136,080		1.1463	
	6月末日	383,057,440		1.1372	
	7月末日	385,286,117		1.1418	
	8月末日	384,906,543		1.1438	
	9月末日	376,646,577		1.1156	
	10月末日	373,803,151		1.1249	
	11月末日	367,689,947		1.1290	
	12月末日	359,736,219		1.1078	
	2023年 1月末日	364,944,777		1.1226	

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間末	2016年 9月30日~2017年 7月10日	0.0000
第2計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	0.0000
第3計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	0.0000
第4計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	0.0000
第5計算期間末	2020年 7月11日~2021年 7月12日	0.0020
第6計算期間末	2021年 7月13日~2022年 7月11日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間末	2016年 9月30日~2017年 7月10日	3.0
第2計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	1.0
第3計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	0.5
第4計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	0.5
第5計算期間末	2020年 7月11日~2021年 7月12日	10.0
第6計算期間末	2021年 7月13日~2022年 7月11日	1.0
第7中間計算期間末	2022年 7月12日~2023年 1月11日	1.8

⁽注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間 末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間末	2016年 9月30日~2017年 7月10日	1,798,825,594	311,826,883	1,486,998,711
第2計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	385,533,404	777,026,766	1,095,505,349
第3計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	220,938,259	152,482,046	1,163,961,562
第4計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	34,533,266	509,563,639	688,931,189
第5計算期間末	2020年 7月11日~2021年 7月12日	22,025,573	309,236,841	401,719,921
第6計算期間末	2021年 7月13日~2022年 7月11日	15,527,827	79,932,669	337,315,079
第7中間計算期間末	2022年 7月12日~2023年 1月11日	6,394,019	19,258,484	324,450,614

⁽注1)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

⁽注2)小数第2位を四捨五入しております。

⁽注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

【むさしのコア投資ファンド(成長型)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	298,050,316	90.20
	ルクセンブルク	4,450,385	1.35
	小計	302,500,701	91.55
投資証券	ルクセンブルク	11,089,918	3.36
	ケイマン	6,460,637	1.95
	小計	17,550,555	5.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,365,547	3.14
合計(純資産総額)		330,416,803	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		FOFs用 国内株式インデックス・ ファンドS(適格機関投資家専用)	28,671,827	1.2006	34,425,352	1.2749	36,553,712	11.06
2	日本		FOFs用外国株式インデックス・ ファンドS (適格機関投資家専用)	12,789,620	1.9096	24,423,498	1.9662	25,146,950	7.61
3	日本	受益証券	FOFs用ゴールド・ファンド 為替 ヘッジあり(適格機関投資家専 用)	17,607,375	1.2089	21,286,911	1.304	22,960,017	6.95
4	日本		FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	16,779,402	1.3472	22,606,830	1.3243	22,220,962	6.73
5	日本		FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	21,609,988	0.9537	20,610,947	0.9262	20,015,170	6.06
6	日本	受益証券	マニュライフFOFs用日本債券スト ラテジックファンド(適格機関投 資家専用)	21,251,532	0.9685	20,583,125	0.9401	19,978,565	6.05
7	日本		明治安田F0Fs用日本債券アクティ ブ戦略ファンド(適格機関投資家 専用)	18,269,472	0.9615	17,567,138	0.9394	17,162,341	5.19
8	日本		FOFs用外国債券インデックス・ ファンドS (適格機関投資家専用)	13,458,441	1.098	14,778,134	1.0483	14,108,483	4.27
9	日本		FOFs用グローバルREITインデック ス・ファンドS(適格機関投資家専 用)	9,336,147	1.4696	13,720,761	1.4423	13,465,524	4.08
10	日本		FOFs用コモディティLSアルファ・ ファンドS(適格機関投資家専用)	8,906,552	1.1239	10,010,189	1.2316	10,969,309	3.32
11	日本	受益証券	ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ 戦略ファンド(適格機関投資家専 用)	11,711,423	0.948	11,103,202	0.9244	10,826,039	3.28
12	日本		FOFs用 ピクテ マルチストラテ ジー リンクファンドS (適格機関 投資家専用)	10,467,422	1.0221	10,698,961	0.9989	10,455,907	3.16
13	日本		FOFs用 米国株式LSファンドS(適 格機関投資家専用)	9,371,379	1.0438	9,781,886	1.0242	9,598,166	2.90

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

							有侧趾牙	「届出書(内国	汉貝 旧
14	日本		ウエスタン・グローバル債券ファ ンド(適格機関投資家専用)	6,588,667	1.2343	8,132,694	1.2001	7,907,059	2.39
15	日本		フィデリティ外国債券アクティ ブ・セレクト・ファンド (適格機 関投資家専用)	7,771,757	1.0414	8,093,693	1.0141	7,881,338	2.39
16	日本		ウエスタン・カレンシー・アル ファ・ファンドS(適格機関投資 家専用)	6,907,628	0.9697	6,698,900	0.9547	6,594,712	2.00
17	ルクセン ブルク	投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - ク ラスS-JPY	603.745	10,468.91	6,320,552	10,870.84	6,563,215	1.99
18	ケイマン	投資証券	MA Hedge Fund Strategies Limited	642	10,233.06	6,569,624	10,063.29	6,460,637	1.95
19	日本		FOFs用グローバル・コモディティ (米ドル建て)・ファンドS(適格 機関投資家専用)	4,882,464	1.3151	6,421,190	1.2921	6,308,631	1.91
20	日本		日本長期成長株集中投資ファンド (適格機関投資家専用)	2,604,826	2.0238	5,271,846	2.1808	5,680,604	1.72
21	日本		FOFs用国内株式EVIバリューファンド(適格機関投資家専用)	5,094,625	1.0252	5,223,126	1.1066	5,637,712	1.71
22	日本		国内株式アクティブバリューファ ンド(適格機関投資家専用)	4,449,764	1.1806	5,253,798	1.2476	5,551,525	1.68
23	日本		ブランディワイン・グローバル株 式ファンド (適格機関投資家専 用)	4,020,500	1.0537	4,236,722	1.1571	4,652,120	1.41
24	ルクセン ブルク	投資証券	Capital Group New Economy Fund (LUX)Class ZL	2,982.018	1,513.52	4,513,365	1,518	4,526,703	1.37
25	ルクセン ブルク		Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	378.209	11,629.21	4,398,271	11,767	4,450,385	1.35
26	日本		グローバル株式コンセントレイ ト・ファンド(適格機関投資家専 用)	2,683,758	1.6654	4,469,605	1.6498	4,427,663	1.34
27	日本		FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	3,664,141	0.8414	3,083,261	0.8901	3,261,451	0.99
28	日本		FOFs用日本株式ESGセレクト・リーダーズ・インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	2,724,080	0.9951	2,710,830	1.0314	2,809,616	0.85
29	日本		FOFs用外国株式ESGリーダーズ・インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	2,255,542	1.002	2,260,205	1.0118	2,282,157	0.69
30	日本		FOFs用新興国債券インデックス・ ファンドS (適格機関投資家専用)	1,526,940	0.9963	1,521,310	1.0443	1,594,583	0.48

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	91.55
投資証券	5.31
合計	96.86

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	#0.01	純資産総	額(円)	1口当たり純資産額(円)		
	期別	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末	(2017年 7月10日)	770,667,034	770,667,034	1.0663	1.0663	
第2計算期間末	(2018年 7月10日)	836,046,861	836,046,861	1.0876	1.0876	
第3計算期間末	(2019年 7月10日)	814,955,931	814,955,931	1.0950	1.0950	
第4計算期間末	(2020年 7月10日)	589,738,390	589,738,390	1.0933	1.0933	
第5計算期間末	(2021年 7月12日)	390,556,635	391,182,287	1.2485	1.2505	
第6計算期間末	(2022年 7月11日)	337,669,529	337,669,529	1.2526	1.2526	
	2022年 1月末日	333,857,525		1.2413		
	2月末日	334,212,398		1.2359		
	3月末日	351,343,396		1.2907		
	4月末日	340,151,371		1.2719		
	5月末日	340,239,383		1.2673		
	6月末日	338,558,032		1.2604		
	7月末日	342,656,676		1.2708		
	8月末日	342,483,488		1.2740		
	9月末日	333,925,479		1.2353		
	10月末日	336,832,761		1.2519		
	11月末日	336,697,915		1.2592		
	12月末日	323,545,154		1.2273		
	2023年 1月末日	330,416,803		1.2523		

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間末	2016年 9月30日~2017年 7月10日	0.0000
第2計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	0.0000
第3計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	0.0000
第4計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	0.0000
第5計算期間末	2020年 7月11日~2021年 7月12日	0.0020
第6計算期間末	2021年 7月13日~2022年 7月11日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間末	2016年 9月30日~2017年 7月10日	6.6
第2計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	2.0
第3計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	0.7
第4計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	0.2
第5計算期間末	2020年 7月11日~2021年 7月12日	14.4
第6計算期間末	2021年 7月13日~2022年 7月11日	0.3
第7中間計算期間末	2022年 7月12日~2023年 1月11日	1.7

⁽注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間 末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間末	2016年 9月30日~2017年 7月10日	1,081,524,961	358,807,727	722,717,234
第2計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	442,300,799	396,304,460	768,713,573
第3計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	147,416,845	171,886,121	744,244,297
第4計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	64,211,441	269,035,955	539,419,783
第5計算期間末	2020年 7月11日~2021年 7月12日	47,019,198	273,612,802	312,826,179
第6計算期間末	2021年 7月13日~2022年 7月11日	18,599,509	61,856,498	269,569,190
第7中間計算期間末	2022年 7月12日~2023年 1月11日	10,173,589	15,113,661	264,629,118

⁽注1)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

⁽注2)小数第2位を四捨五入しております。

⁽注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

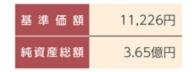
(参考情報)交付目論見書に記載するファンドの運用実績

設 定 日:2016年9月30日 作成基準日:2023年1月31日

むさしのコア投資ファンド(安定型)

■基準価額・純資産の推移





※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:20円

決算期	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
分配金	0円	0円	0円	20円	0円

[※]運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率(%)
FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	11.1
マニュライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	11.1
明治安田FOFs用日本債券アクティブ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	9.5
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	7.9
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	7.0
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	6.8
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	5.0
FOFs用コモディティLSアルファ・ファンドS(適格機関投資家専用)	4.0
ノムラFOFs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	4.0
FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	3.9

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

■年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出しております。
- ※2016年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2023年は年初から作成基準日までの収益率です。
- ※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

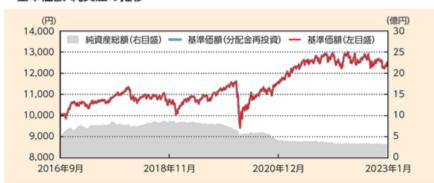
最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

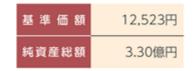
[※]直近5期分の分配実績です。

設 定 日:2016年9月30日 作成基準日:2023年1月31日

むさしのコア投資ファンド(成長型)

■基準価額・純資産の推移





※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:20円

決算期	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
分配金	0円	0円	0円	20円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率(%)
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	11.1
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	7.6
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	6.9
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	6.7
FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	6.1
マニュライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド (適格機関投資家専用)	6.0
明治安田FOFs用日本債券アクティブ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	5.2
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	4.3
FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	4.1
FOFs用コモディティLSアルファ・ファンドS(適格機関投資家専用)	3.3

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

■年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出しております。

※2016年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2023年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

[※]直近5期分の分配実績です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

< 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」()の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する 契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします(「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

(注)分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、 各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

< 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

- ニューヨーク取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日

< 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、 及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

< その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<スイッチング>

むさしのコア投資ファンドを構成する各ファンドの間において、スイッチング()の取扱いを行う場合があります。上記受付不可日の場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2【換金(解約)手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額(以下「解約価額」といいます。)とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ(http://www.chibagin-am.co.jp/)でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

< 一部解約受付の中止等 >

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記「解約価額」の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< その他 >

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受 益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座にお いて当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

< 問い合わせ先 >

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の算出方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(借入公社債を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算して表示することがあります。

< 基準価額の算出頻度 >

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

< 主要な投資対象資産の評価方法 >

内国投資信託受益証券の評価方法

計算日の当日又は前営業日の基準価額で評価します。

外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券(上場には店頭登録を含みます。)

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場(店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場)で評価します。

外国投資信託証券

原則として計算日に入手し得る直近の純資産価格(基準価額)で評価します。

外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

< 基準価額の照会方法 >

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(http://www.chibagin-am.co.jp/)でご覧いただけます。

(照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。(2016年9月30日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了(償還)と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、 最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

< 投資信託契約の終了(償還)と手続き>

(1)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のう え、この投資信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、 原則として、ファンドを繰上償還させます。 委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督 官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)に係る書面決議の手続き

委託会社は上記(1) によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記 から までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思 表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情 が生じている場合であって、上記 から までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその 内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更(以下「重大な約款変更」といいます。) 又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした 場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社 の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任し た場合、委託会社は、上記 < 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き > に 従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

< 反対者の買取請求権の不適用 >

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、ファンドの繰上げ償還、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運 用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 委託会社は、運用報告書(全体版)を委託会社のホームページ(http://www.chibaginam.co.jp/)に掲載します。但し、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

< 関係法人との契約の更改手続き >

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

< 公告 >

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.chibagin-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるとき は、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託 財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算 を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日(決算日)において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を 有します。

詳細につきましては、上記「2換金 (解約) 手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は 謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【むさしのコア投資ファンド(安定型)】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(2021年7月13日から2022年7月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	第5期 2021年 7月12日現在	第6期 2022年 7月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,247,420	12,157,534
投資信託受益証券	428,838,067	353,350,429
投資証券	15,348,925	17,054,435
未収入金	540,000	1,400,000
流動資産合計	463,974,412	383,962,398
資産合計	463,974,412	383,962,398
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	803,439	-
未払解約金	1,148,200	-
未払受託者報酬	133,765	108,661
未払委託者報酬	3,237,093	2,629,443
未払利息	51	32
その他未払費用	13,318	10,815
流動負債合計	5,335,866	2,748,951
負債合計	5,335,866	2,748,951
純資産の部		
元本等		
元本	401,719,921	337,315,079
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	56,918,625	43,898,368
(分配準備積立金)	46,823,718	37,677,632
元本等合計	458,638,546	381,213,447
純資産合計	458,638,546	381,213,447
負債純資産合計	463,974,412	383,962,398

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(+12:13)
	第5期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日	第6期 自 2021年 7月13日 至 2022年 7月11日
営業収益		
受取配当金	-	43,455
有価証券売買等損益	59,077,042	2,662,968
営業収益合計	59,077,042	2,706,423
営業費用		
支払利息	11,653	10,360
受託者報酬	301,632	229,560
委託者報酬	7,299,438	5,555,090
その他費用	30,044	22,848
営業費用合計	7,642,767	5,817,858
営業利益又は営業損失()	51,434,275	3,111,435
経常利益又は経常損失()	51,434,275	3,111,435
当期純利益又は当期純損失()	51,434,275	3,111,435
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	10,697,893	876,017
期首剰余金又は期首欠損金()	27,525,684	56,918,625
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,940,705	2,303,137
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,940,705	2,303,137
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,480,707	11,335,942
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	12,480,707	11,335,942
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	803,439	-
期末剰余金又は期末欠損金()	56,918,625	43,898,368

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	(2)投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所等の最終相場(最終相場のないものにつ
	いては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会
	社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価して
	おります。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金
	投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当
	該収益分配金額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎	ファンドの計算期間
となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとなって
	おりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第6期計算期間
	は2021年 7月13日から2022年 7月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第5期 2021年 7月12日現在	第6期 2022年 7月11日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	401,719,921□	337,315,079□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額	1.1417円	1.1301円
	(10,000口当たり純資産額)	(11,417円)	(11,301円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第5期		•	第6期	
自 20	自 2020年 7月11日		自 2021年 7月13日		
至 20	21年 7月12日		至 20	22年 7月11日	
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等	Α	-円	費用控除後の配当等	Α	-円
収益額			収益額		
費用控除後・繰越欠	В	38,896,219円	費用控除後・繰越欠	В	-円
損金補填後の有価証			損金補填後の有価証		
券売買等損益額			券売買等損益額		
収益調整金額	С	10,094,907円	収益調整金額	С	6,220,736円
分配準備積立金額	D	8,730,938円	分配準備積立金額	D	37,677,632円
当ファンドの分配対	E=A+B+C+D	57,722,064円	当ファンドの分配対	E=A+B+C+D	43,898,368円
象収益額			象収益額		
当ファンドの期末残	F	401,719,921□	当ファンドの期末残	F	337,315,079□
存口数			存口数		
10,000口当たり収益	$G=E/F \times 10,000$	1,436円	10,000口当たり収益	$G=E/F \times 10,000$	1,301円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配	Н	20円	10,000口当たり分配	Н	-円
金額			金額		
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	803,439円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	- 円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第6期
項目	自 2021年 7月13日
	至 2022年 7月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融
	商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債
	権及び金銭債務であります。
	これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、
	信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等
	を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。
	また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行
	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期
	2022年 7月11日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上
差額	額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価
	額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる
ついての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

	第5期	第6期
区分	自 2020年 7月11日	自 2021年 7月13日
	至 2021年 7月12日	至 2022年 7月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	688,931,189円	401,719,921円
期中追加設定元本額	22,025,573円	15,527,827円
期中一部解約元本額	309,236,841円	79,932,669円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 2021年 7月12日現在	第6期 2022年 7月11日現在	
作里光符	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた評価 (円) (円)		
投資信託受益証券	40,271,570	418,665	
投資証券	667,463	692,693	
合計	40,939,033	274,028	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	19,168,097	18,173,272	
	国内株式アクティブバリューファンド (適格機関 投資家専用)	3,993,370	4,710,179	
	FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(適 格機関投資家専用)	16,623,756	20,216,149	
	明治安田F0Fs用日本債券アクティブ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	26,102,939	25,233,711	
	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	292.223	3,411,119	
	グローバル株式コンセントレイト・ファンド(適 格機関投資家専用)	2,015,164	3,355,248	
	フィデリティ外国債券アクティブ・セレクト・ ファンド (適格機関投資家専用)	7,499,731	7,813,219	
	日本長期成長株集中投資ファンド (適格機関投資 家専用)	2,157,584	4,359,398	
	LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド(適格 機関投資家専用)	6,287,744	7,764,106	
	プランディワイン・グローバル株式ファンド (適 格機関投資家専用)	3,186,774	3,356,310	
	ウエスタン・カレンシー・アルファ・ファンド S (適格機関投資家専用)	9,264,184	9,031,652	
	FOFs用 米国株式LSファンドS(適格機関投資家専 用)	13,056,626	13,632,423	

_			11111111111111111111111111111111111111	技具 1
	FOFs用コモディティLSアルファ・ファンドS (適格機関投資家専用)	13,839,044	15,545,398	
	FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	5,975,183	5,022,141	
	FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建 て)・ファンドS(適格機関投資家専用)	8,558,869	11,257,480	
	FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関 投資家専用)	36,826,774	35,246,905	
	FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	9,342,698	13,737,503	
	FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	26,583,284	31,889,307	
	FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機 関投資家専用)	16,567,896	22,401,452	
	FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファ ンドS (適格機関投資家専用)	17,420,287	17,815,727	
	FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	1,506,397	1,500,220	
	FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	4,651,484	4,721,256	
	FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	10,129,925	19,321,818	
	FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	12,652,858	13,909,286	
	FOFs用国内株式EVIバリューファンド(適格機関 投資家専用)	4,400,248	4,507,614	
	マニュライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	36,404,087	35,417,536	
投資信託受益証	E券 合計	314,215,295.223	353,350,429	
投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund – クラスS-JPY	877.323	9,182,132	
	Capital Group New Economy Fund (LUX) Class ZL	2,130.977	3,226,299	
	MA Hedge Fund Strategies Limited	456	4,646,004	
投資証券 合計		3,464.3	17,054,435	
	合計	314,218,759.523	370,404,864	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【むさしのコア投資ファンド(成長型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(2021年7月13日から2022年7月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	第5期 2021年 7月12日現在	第6期 2022年 7月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,709,444	12,067,917
投資信託受益証券	365,508,157	312,200,224
投資証券	10,659,328	14,565,839
未収入金	5,680,000	1,170,000
流動資産合計	399,556,929	340,003,980
資産合計	399,556,929	340,003,980
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	625,652	-
未払解約金	5,617,778	-
未払受託者報酬	108,963	92,283
未払委託者報酬	2,637,015	2,232,971
未払利息	47	32
その他未払費用	10,839	9,165
流動負債合計	9,000,294	2,334,451
負債合計	9,000,294	2,334,451
純資産の部		
元本等		
元本	312,826,179	269,569,190
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	77,730,456	68,100,339
(分配準備積立金)	52,775,288	43,402,089
元本等合計	390,556,635	337,669,529
純資産合計	390,556,635	337,669,529
負債純資産合計	399,556,929	340,003,980

(2)【損益及び剰余金計算書】

		* * * * * *
	第5期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日	第6期 自 2021年 7月13日 至 2022年 7月11日
営業収益		
受取配当金	-	54,311
有価証券売買等損益	66,966,760	7,515,583
営業収益合計	66,966,760	7,569,894
営業費用		
支払利息	11,754	10,525
受託者報酬	255,802	197,766
委託者報酬	6,190,556	4,785,611
その他費用	25,462	19,652
営業費用合計	6,483,574	5,013,554
営業利益又は営業損失()	60,483,186	2,556,340
経常利益又は経常損失()	60,483,186	2,556,340
当期純利益又は当期純損失()	60,483,186	2,556,340
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	15,691,314	1,736,987
期首剰余金又は期首欠損金()	50,318,607	77,730,456
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,125,604	4,943,335
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	9,125,604	4,943,335
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,879,975	15,392,805
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	25,879,975	15,392,805
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	625,652	-
期末剰余金又は期末欠損金()	77,730,456	68,100,339

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	(2)投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所等の最終相場(最終相場のないものにつ
	いては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会
	社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価して
	おります。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金
	投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当
	該収益分配金額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎	ファンドの計算期間
となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとなって
	おりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第6期計算期間
	は2021年 7月13日から2022年 7月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第5期 2021年 7月12日現在	第6期 2022年 7月11日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	312,826,179□	269,569,190□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額	1.2485円	1.2526円
	(10,000口当たり純資産額)	(12,485円)	(12,526円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

,	**-HD		•	A 110	1
第5期		第6期			
自 2020年 7月11日		自 2021年 7月13日			
至 20	21年 7月12日		至 20	22年 7月11日	
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等	Α	- 円	費用控除後の配当等	Α	6,178円
収益額			収益額		
費用控除後・繰越欠	В	44,361,702円	費用控除後・繰越欠	В	806,115円
損金補填後の有価証			損金補填後の有価証		
券売買等損益額			券売買等損益額		
収益調整金額	С	24,955,168円	収益調整金額	С	24,698,250円
分配準備積立金額	D	9,039,238円	分配準備積立金額	D	42,589,796円
当ファンドの分配対	E=A+B+C+D	78,356,108円	当ファンドの分配対	E=A+B+C+D	68,100,339円
象収益額			象収益額		
当ファンドの期末残	F	312,826,179□	当ファンドの期末残	F	269,569,190□
存口数			存口数		
10,000口当たり収益	$G=E/F \times 10,000$	2,504円	10,000口当たり収益	$G=E/F \times 10,000$	2,526円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配	Н	20円	10,000口当たり分配	Н	-円
金額			金額		
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	625,652円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	-円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第6期
項目	自 2021年 7月13日
	至 2022年 7月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融
	商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債
	権及び金銭債務であります。
	これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、
	信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等
	を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。
	また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行
	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期
	2022年 7月11日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上
差額	額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価
	額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる
ついての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

	第5期	第6期
区分	自 2020年 7月11日	自 2021年 7月13日
	至 2021年 7月12日	至 2022年 7月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	539,419,783円	312,826,179円
期中追加設定元本額	47,019,198円	18,599,509円
期中一部解約元本額	273,612,802円	61,856,498円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 2021年 7月12日現在	第6期 2022年 7月11日現在	
作里光符	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた評価 (円) (円)		
投資信託受益証券	43,650,413	4,181,931	
投資証券	413,559	813,101	
合計	44,063,972	3,368,830	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

	1	T		
種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	14,061,855	13,332,044	
	国内株式アクティブバリューファンド (適格機関 投資家専用)	4,971,995	5,864,468	
	FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(適 格機関投資家専用)	14,702,198	17,879,342	
	明治安田F0Fs用日本債券アクティブ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	11,083,105	10,714,037	
	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	400.542	4,675,526	
	グローバル株式コンセントレイト・ファンド(適 格機関投資家専用)	2,757,147	4,590,649	
	フィデリティ外国債券アクティブ・セレクト・ ファンド (適格機関投資家専用)	11,725,578	12,215,707	
	日本長期成長株集中投資ファンド (適格機関投資 家専用)	2,695,337	5,445,928	
	LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド(適格 機関投資家専用)	9,834,120	12,143,171	
	プランディワイン・グローバル株式ファンド(適 格機関投資家専用)	4,358,314	4,590,176	
	ウエスタン・カレンシー・アルファ・ファンド S (適格機関投資家専用)	6,798,223	6,627,587	
	FOFs用 米国株式LSファンドS (適格機関投資家専用)	9,600,744	10,024,136	

			11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	投具
	FOFs用コモディティLSアルファ・ファンドS (適格機関投資家専用)	10,150,389	11,401,931	
	FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	4,371,924	3,674,602	
	FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建 て)・ファンドS(適格機関投資家専用)	7,508,336	9,875,714	
	FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関 投資家専用)	15,643,085	14,971,996	
	FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	12,406,305	18,242,230	
	FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	33,192,281	39,817,460	
	FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機 関投資家専用)	14,602,591	19,744,163	
	FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	12,770,235	13,060,119	
	FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	2,354,210	2,344,557	
	FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあ り)(適格機関投資家専用)	1,975,825	2,005,462	
	FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	13,921,436	26,553,747	
	FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	19,782,812	21,747,245	
	FOFs用国内株式EVIバリューファンド(適格機関 投資家専用)	5,480,140	5,613,855	
	マニュライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	15,463,432	15,044,372	
投資信託受益証	E券 合計	262,212,017.542	312,200,224	
投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund – クラスS-JPY	642.966	6,729,333	
	Capital Group New Economy Fund (LUX) Class ZL	2,921.614	4,423,323	
	MA Hedge Fund Strategies Limited	335	3,413,183	
投資証券 合計		3,899.58	14,565,839	
	合計	262,215,917.122	326,766,063	
L				

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【中間財務諸表】

【むさしのコア投資ファンド(安定型)】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間 (2022年7月12日から2023年1月11日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、当ファンドの監査人は次のとおり交代しております。 第6期計算期間の財務諸表 有限責任監査法人トーマツ

第7期中間計算期間の財務諸表 EY新日本有限責任監査法人

(1)【中間貸借対照表】

		(十四:13)
	第6期 2022年 7月11日現在	第7期中間計算期間末 2023年 1月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,157,534	10,995,975
投資信託受益証券	353,350,429	330,631,400
投資証券	17,054,435	20,879,490
未収入金	1,400,000	180,000
流動資産合計	383,962,398	362,686,865
資産合計	383,962,398	362,686,865
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	108,661	104,244
未払委託者報酬	2,629,443	2,522,612
未払利息	32	29
その他未払費用	10,815	10,364
流動負債合計	2,748,951	2,637,249
負債合計	2,748,951	2,637,249
純資産の部		
元本等		
元本	337,315,079	324,450,614
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	43,898,368	35,599,002
(分配準備積立金)	37,677,632	35,551,573
元本等合計	381,213,447	360,049,616
純資産合計	381,213,447	360,049,616
負債純資産合計	383,962,398	362,686,865

35,599,002

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

中間剰余金又は中間欠損金()

(単位:円) 第6期中間計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日 第7期中間計算期間 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月11日 営業収益 41,307 受取配当金 有価証券売買等損益 8,630,330 4,078,427 営業収益合計 8,630,330 4,037,120 営業費用 支払利息 5,365 5,714 受託者報酬 120,899 104,244 委託者報酬 2,925,647 2,522,612 その他費用 12,033 10,364 営業費用合計 3,063,944 2,642,934 営業利益又は営業損失(5,566,386 6,680,054 経常利益又は経常損失(5,566,386 6,680,054 中間純利益又は中間純損失(5,566,386 6,680,054 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 697,664 55,319 約に伴う中間純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 43,898,368 56,918,625 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,258,624 832,625 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 1,258,624 832,625 剰余金減少額又は欠損金増加額 8,204,853 2,507,256 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 8,204,853 2,507,256 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 分配金

54,841,118

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女の公司万里にかる事項に成	17 67±10 /
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	(2)投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所等の最終相場(最終相場のないものにつ
	いては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会
	社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価して
	おります。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金
	投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当
	該収益分配金額を計上しております。
	(2)有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.その他中間財務諸表作成のための	ファンドの計算期間
基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとなって
	おりますが、前計算期間末日が休業日のため、第7期中間計算期間は2022年 7月12
	日から2023年 1月11日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

		第6期	第7期中間計算期間末
		2022年 7月11日現在	2023年 1月11日現在
1.	中間計算期間の末日における受益権	337,315,079□	324,450,614□
	の総数		
2 .	中間計算期間の末日における1単位		
	当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額	1.1301円	1.1097円
	(10,000口当たり純資産額)	(11,301円)	(11,097円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

- 一		
項目	第7期中間計算期間末	
	2023年 1月11日現在	
1.中間貸借対照表計上額、時価及び	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対	
その差額	照表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	
	売買目的有価証券	
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価	
	額によっております。	
3.金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる	
ついての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

70 1 10 10 20		
	第6期	第7期中間計算期間
区分	自 2021年 7月13日	自 2022年 7月12日
	至 2022年 7月11日	至 2023年 1月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	401,719,921円	337,315,079円
期中追加設定元本額	15,527,827円	6,394,019円
期中一部解約元本額	79,932,669円	19,258,484円

【むさしのコア投資ファンド(成長型)】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間 (2022年7月12日から2023年1月11日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、当ファンドの監査人は次のとおり交代しております。 第6期計算期間の財務諸表 有限責任監査法人トーマツ 第7期中間計算期間の財務諸表 EY新日本有限責任監査法人

(1)【中間貸借対照表】

		(十四・11)
	第6期 2022年 7月11日現在	第7期中間計算期間末 2023年 1月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,067,917	13,722,571
投資信託受益証券	312,200,224	296,887,586
投資証券	14,565,839	17,564,385
未収入金	1,170,000	150,000
流動資産合計	340,003,980	328,324,542
資産合計	340,003,980	328,324,542
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	92,283	93,442
未払委託者報酬	2,232,971	2,261,257
未払利息	32	36
その他未払費用	9,165	9,276
流動負債合計	2,334,451	2,364,011
負債合計	2,334,451	2,364,011
純資産の部		
元本等		
元本	269,569,190	264,629,118
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	68,100,339	61,331,413
(分配準備積立金)	43,402,089	41,019,124
元本等合計	337,669,529	325,960,531
純資産合計	337,669,529	325,960,531
負債純資産合計	340,003,980	328,324,542

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第6期中間計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日	第7期中間計算期間 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月11日
営業収益		
受取配当金	-	52,106
有価証券売買等損益	11,660,086	3,192,399
営業収益合計	11,660,086	3,140,293
営業費用		
支払利息	5,788	6,115
受託者報酬	105,483	93,442
委託者報酬	2,552,640	2,261,257
その他費用	10,487	9,276
営業費用合計	2,674,398	2,370,090
営業利益又は営業損失()	8,985,688	5,510,383
経常利益又は経常損失()	8,985,688	5,510,383
中間純利益又は中間純損失()	8,985,688	5,510,383
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,200,335	37,461
期首剰余金又は期首欠損金()	77,730,456	68,100,339
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,449,235	2,599,952
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,449,235	2,599,952
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,532,939	3,821,034
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	10,532,939	3,821,034
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	77,432,105	61,331,413

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主文な公司/7回に防る事項に関する江北)		
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	
	(2)投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、金融商品取引所等の最終相場(最終相場のないものにつ	
	いては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会	
	社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価して	
	おります。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金	
	投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当	
	該収益分配金額を計上しております。	
	(2)有価証券売買等損益	
	約定日基準で計上しております。	
3.その他中間財務諸表作成のための	ファンドの計算期間	
基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとなって	
	おりますが、前計算期間末日が休業日のため、第7期中間計算期間は2022年 7月12	
	日から2023年 1月11日までとなっております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

٠.			
		第6期	第7期中間計算期間末
		2022年 7月11日現在	2023年 1月11日現在
1.	中間計算期間の末日における受益権	269,569,190□	264,629,118口
	の総数		
2 .	中間計算期間の末日における1単位		
	当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額	1.2526円	1.2318円
	(10,000口当たり純資産額)	(12,526円)	(12,318円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期中間計算期間末		
- 現日 	2023年 1月11日現在		
1.中間貸借対照表計上額、時価及び	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対		
その差額	照表計上額と時価との差額はありません。		
2.時価の算定方法	(1)有価証券		
	売買目的有価証券		
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。		
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務		
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価		
	額によっております。		
3.金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる		
ついての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。		

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

70-7-42-72-33		
	第6期	第7期中間計算期間
区分	自 2021年 7月13日	自 2022年 7月12日
	至 2022年 7月11日	至 2023年 1月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	312,826,179円	269,569,190円
期中追加設定元本額	18,599,509円	10,173,589円
期中一部解約元本額	61,856,498円	15,113,661円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2023年1月31日現在)

むさしのコア投資ファンド(安定型)

資産総額	365,220,962円
負債総額	276,185円
純資産総額(-)	364,944,777円
発行済口数	325,102,118□
1口当たり純資産額(/)	1.1226円
(1万口当たり純資産額)	(11,226円)

むさしのコア投資ファンド(成長型)

資産総額	330,666,831円
負債総額	250,028円
純資産総額(-)	330,416,803円
発行済口数	263,841,405□
1口当たり純資産額(/)	1.2523円
(1万口当たり純資産額)	(12,523円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

- (2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存 在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し ません。

受益権の譲渡

- イ.受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 口.上記イ.の申請のある場合には、上記イ.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する 受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿 に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ.の振替機関等が振替先口座を開設したも のでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上 位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記 載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ.上記イ.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原 則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額(2023年1月31日現在)

資本金の額:2億円

発行可能株式総数 : 10,000株 発行済株式総数 : 4.000株

最近5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、取締役全員をもって組織し、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定します。取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定します。また、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にて、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

投資運用の意思決定機構

[運用方針等の策定]

投資方針委員会において、投資環境(景気、企業収益等)及び相場動向(株、為替、商品市況等) を勘案し、総合的な投資方針を決定します。決定された投資方針に基づきファンドマネージャーが 資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定します。

[実行]

ファンドマネージャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、 ファンドの運用状況を管理します。売買発注の執行は、最良執行を目指してトレーダーが行います。[検証]

法令諸規則、投資信託約款や運用ガイドライン等の遵守状況については、運用部から独立したコンプライアンス部がモニタリングを行います。モニタリングの結果は運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

委託会社の機構は2023年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2023年1月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託(マザーファンドは除きます。)は次のとおりです。

	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	27	123,536
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	27	123,536

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期(2021年4月1日から2022年3月 31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(3)財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1)【貸借対照表】

				(単位:千円)
		事業年度	当事業年度	
海文の並	(2021年	3月31日現在)	(2022年	3月31日現在)
資産の部				
流動資産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	272 442	2	420 042
現金及び預金	2	372,112	2	429,013
前払費用	2	3,137	0	3,407
未収収益	2	1,399	2	425 200
未収委託者報酬		115,042		135,388
未収還付法人税等		5,882		507.000
流動資産計		497,574		567,809
固定資産	4	00 500	4	40 500
有形固定資産	1	22,500	1	13,509
建物		2,604		2,274
器具備品		19,896		11,235
無形固定資産		2,766		1,974
ソフトウェア		1,619		827
電話加入権		1,146		1,146
投資その他の資産		27,774		28,867
長期前払費用	_	2,474	_	1,889
長期差入保証金	2	19,497	2	19,497
繰延税金資産		5,802		7,479
固定資産計		53,042		44,351
資産合計		550,616		612,161
負債の部				
流動負債				
未払費用	2	14,477	2	18,947
未払代行手数料	2	32,862	2	39,810
未払投資助言手数料	_	1,875	_	3,956
未払法人税等		1,721		14,790
賞与引当金		14,752		14,039
その他の流動負債		8,049		14,173
流動負債計		73,738		105,717
固定負債		70,700		100,717
役員退職慰労引当金		3,910		6,310
固定負債合計		3,910		6,310
負債合計		77,648		112,027
・ 貝関ロ前 純資産の部		77,040		112,021
株主資本				
体工具 本 資本金		200,000		200,000
^{貝本亚} 利益剰余金		200,000		200,000
利益準備金		21,097		21,097
やの他利益剰余金		251,870		279,035
繰越利益剰余金		251,870		279,035
稱越利益剌东並 利益剰余金合計		272,968		300,133
株主資本合計		472,968		500,133
評価・換算差額等				
評価・換算差額等合計		.=		
純資産合計		472,968		500,133
負債・純資産合計		550,616		612,161

(2)【損益計算書】

		前事業年度		(単位:千円) 当事業年度
	(自	2020年4月 1日	(自	
	至	2021年3月31日)	至	2022年3月31日)

運用受託報酬		64,575		56,290
委託者報酬		575,035		654,502
投資助言報酬		85,904		85,902
営業収益計	1	725,515	1	796,695
営業費用		720,010	•	700,000
ュ ス 負/17 広告宣伝費		3,726		875
調査費		96,647		116,679
調査費		96,647		116,679
代行手数料	1	189,302	1	196,969
投資助言手数料	ı	23,863	ı	20,585
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
営業雑経費		51,756		60,105
通信費	4	1,062	4	1,202
印刷費	1	49,139	1	57,491
協会費		1,493		1,351
諸会費		60		60
営業費用計		365,296		395,215
-般管理費				
給料		252,871		258,058
役員報酬		29,437		31,025
給料・手当		180,571		185,640
賞与		28,110		27,354
賞与引当金繰入		14,752		14,039
福利厚生費		4,325		5,257
交際費		293		457
旅費交通費		318		514
租税公課		4,363		4,795
不動産賃借料	1	24,524	1	24,235
役員退職金		350		
役員退職慰労引当金繰入		2,330		4,880
固定資産減価償却費		13,577		11,874
諸経費		41,648		51,993
一般管理費計		344,602		362,066
営業利益		15,616		39,413
3		10,010		55,410
ョ 集が収益 受取利息	1	1	1	1
その他	I	16	I	38
営業外収益計		18		4(
		10		40
営業外費用 ・		7.4		-,-
為替差損		74		77
営業外費用計		74		77
圣常利益 		15,560		39,377
寺別損失 				
固定資産除却損				(
特別損失計				(
说引前当期純利益		15,560		39,377
+ 1 段 人口段及对事业级		2,995		13,890
5人代、住氏代及び事業代				
		·		<u>-</u>
去人税、住民税及び事業税 去人税等調整額 去人税等合計		2,229 5,225		1,677 12,212

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・ 換算差 額等	
			利益剰余金			評価・	純資産
	資本金	利益	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	計画	合計
		準備金	繰越利益 剰余金	合計	計	計	
当期首残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632		462,632
当期変動額							
当期純利益			10,335	10,335	10,335		10,335
株主資本以外の							
項目の当期変動							
額(純額)							
当期変動額合計			10,335	10,335	10,335		10,335
当期末残高	200,000	21,097	251,870	272,968	472,968		472,968

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

						('	12 . 113/
		株主資本					
			利益剰余金			 評価・	純資産
	資本金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合	合計
		準備金	繰越利益 剰余金	合計		計	
当期首残高	200,000	21,097	251,870	272,968	472,968		472,968
当期変動額							
当期純利益			27,164	27,164	27,164		27,164
株主資本以外の							
項目の当期変動							
額(純額)							
当期変動額合計			27,164	27,164	27,164		27,164
当期末残高	200,000	21,097	279,035	300,133	500,133		500,133

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定しております)。ただし、市場価格のない株式等については 移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4~12年 器具備品 4~20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資ー任契約に基づき、契約期間にわたり契約財産を運用することにより履行 義務が充足されると判断しているため、投資ー任契約に基づき算出された契約財産の額に投資顧問 料率を乗じた金額を収益として認識しております。

(2) 季託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額を収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、投資顧問契約に定められた報酬の額について役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	· 不 II I	
	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
建物	3,344千円	3,674千円
器具備品	49,266千円	55,796千円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	人の通りでありるす。	
	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
現金及び預金	147,438千円	265,753千円
未収収益	1,399千円	0千円
長期差入保証金	19,497千円	19,497千円
未払費用	1,804千円	1,520千円
未払代行手数料	24,028千円	28,301千円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

HILL HOLLS CONTRACT		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月 1日	(自 2021年4月 1日
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
営業収益	77,595千円	65,473千円
代行手数料	159,170千円	147,279千円
不動産賃借料	24,524千円	24,235千円
印刷費	4,682千円	5,378千円
受取利息	1千円	1千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額 該当事項はありません。
- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額 該当事項はありません。
- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理体制は、資産査定規定に従い定期的に財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、現金及び預金、未収委託者報酬は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

		•	
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
合 計			

当事業年度(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
合 計			

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

3.減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)及び当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)ともに該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

		(
	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
繰延税金資産		
貸倒償却	5,665	5,665
役員退職慰労引当金	1,196	1,930
賞与引当金	4,514	4,296
その他	91	1,252
繰延税金資産 小計	11,467	13,144
評価性引当額	5,665	5,665
繰延税金資産 合計	5,802	7,479
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計		
繰延税金資産 純額	5,802	7,479

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.3%
住民税均等割	1.9%	0.7%
その他	0.5%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6%	31.0%

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次の通りです。

当事業中度の収益の情况は人の通りです。					
	当事業年度				
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)				
運用受託報酬	56,290千円				
委託者報酬	654,502千円				
投資助言報酬	85,902千円				
合計	796,695千円				

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載 を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	77,595
ちばぎん証券株式会社	58,800

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	65,473
ちばぎん証券株式会社	58,800

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)及び当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)及び当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)及び当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)ともに、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会 社 等	所在地	資本金又	事業の	議決権等の	関連当事者	取引の	取引	科目	期末
	の名称		は出資金	内容	所有(被所	との関係	内容	金額		残高
	又は氏		(百万円)		有)割合(%)			(千円)		(千円)
	名		, ,					, ,		
親会社	(株) 千葉	千葉県	145,069	銀行業	(被所有)	預金取引	預金の預入	84,659	現金及び	147,438
	銀行	千葉市			直接 40%				預金	
		中央区			間接 15%	投資一任契	運用受託報酬	54,795	未収収益	1,399
					12019 1070	約	の受領	,		
						投資助言契	投資助言報酬	22,800		
						約	の受領	,		
						当社投資信	投資信託に係	128,062	未払代行	19,128
						託の募集の	る事務代行手	,	手数料	,
						取扱及び投	数料の支払			
						資信託に係				
						る事務代行				
						の委託				
						本社事務所	賃借料の支払	24,524	長期差入	19,497
						の賃借	214113234	2.,02.	保証金	.0, .0.
						投資信託の	交付目論見	4,682	未払費用	1,804
						募集の取扱	書・販売用資			,
						いにかかる	料の印刷費用			
						資料				
						役員の兼任				

- (注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

預金の預入に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

運用受託報酬に関しては、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。 投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

本社事務所の賃借料の支払に関しては、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。 販売用資料の印刷費用に関しては、契約に基づき決定しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等	所在地	資本金又	事業の	議決権等の	関連当事者	取引の	取引	科目	期末
	の名称		は出資金	内容	所有(被所	との関係	内容	金額		残高
	又は氏		(百万円)		有)割合(%)			(千円)		(千円)
	名									
親会社	(株) 千葉	千葉県	145,069	銀行業	(被所有)	預金取引	預金の預入	118,314	現金及び	265,753
	銀行	千葉市			直接 40%				預金	
		中央区			間接 15%	投資一任契	運用受託報酬	42,673	未収収益	
					1-372	約	の受領			
						投資助言契	投資助言報酬	22,800		
						約	の受領			
						当社投資信	投資信託に係	121,350	未払代行	22,778
						託の募集の	る事務代行手		手数料	•
						取扱及び投	数料の支払			
						資信託に係				
						る事務代行				
						の委託				
						本社事務所	賃借料の支払	24,235	長期差入	19,497
						の賃借		,	保証金	,
						投資信託の	交付目論見	5,378	未払費用	1,520
						募集の取扱	書・販売用資	,		,
						いにかかる	料の印刷費用			
						資料				
						役員の兼任				

- (注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

預金の預入に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

運用受託報酬に関しては、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。 投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

本社事務所の賃借料の支払に関しては、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。 販売用資料の印刷費用に関しては、契約に基づき決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ちばぎん 証券㈱	千葉県 千栗区 中央区	4,374	証券業		投資助言契約 当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託	投資助言報酬 の受領 投資信託に係 る事務代行手 数料の支払	58,800 20,083	未払代 行手数 料	6,632

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。 投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	ちばぎ ん証券 (株)	千葉県 千葉市 中央区	4,374	証券業		投資助言契約 当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託	投資助言報 酬の受信報 投資信託務 に係る手数料の 支払	58,800 24,385	未払代 行手数 料	6,228

- (注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。 投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

2.親会社に関する注記

(株)千葉銀行(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	118,242円06銭	125,033円31銭
1株当たり当期純利益金額	2,583円94銭	6,791円24銭

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益 (千円)	10,335	27,164
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

	(単位:千円)
	当中間会計期間末
	(2022年9月30日現在)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	423,109
前払費用	1,201
未収収益	0
未収委託者報酬	171,361
流動資産計	595,672
固定資産	
有形固定資産	1 12,726
建物	2,109
器具備品	10,616
無形固定資産	1,733
ソフトウェア	586
電話加入権	1,146
投資その他の資産	29,103
長期前払費用	1,421
長期差入保証金	19,497
繰延税金資産	8,183
固定資産計	43,562
資産合計	639,235
負債の部	
流動負債	
未払費用	26,871
未払代行手数料	55,689
未払投資助言手数料	1,530
未払法人税等	8,559
賞与引当金	14,613
その他の流動負債	10,548
流動負債計	117,812
固定負債	
役員退職慰労引当金	8,910
固定負債合計	8,910
負債合計	126,722
純資産の部	
株主資本	
資本金	200,000
利益剰余金	
利益準備金	21,097
その他利益剰余金	291,415
繰越利益剰余金	291,415
利益剰余金合計	312,513
株主資本合計	512,513
評価・換算差額等	
評価・換算差額等合計	
純資産合計	512,513
負債・純資産合計	639,235

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 2022年4月 1日
	至 2022年9月30日)
営業収益	
運用受託報酬	6,772
委託者報酬	381,191
投資助言報酬	42,907
営業収益計	430,870
営業費用	
調査費	63,869
調査費	63,869
代行手数料	124,075
投資助言手数料	9,371
営業雑経費	31,174
通信費	746
印刷費	29,469
協会費	898
諸会費	60
営業費用計	228,491
一般管理費	1 184,570
営業利益	17,809
営業外収益	
受取利息	0
為替差益	2
その他	271
営業外収益計	274
営業外費用	
その他	29
営業外費用計	29
経常利益	18,053
税引前中間純利益	18,053
法人税、住民税及び事業税	6,378
法人税等調整額	704
法人税等合計	5,673
中間純利益	12,379
150%で作り加工	12,379

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			評価・ 換算差 額等			
		利益剰余金				評価・	純資産
	資本金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	計画	合計
		準備金	繰越利益 剰余金	合計		計	
当期首残高	200,000	21,097	279,035	300,133	500,133		500,133
当中間期変動額							
中間純利益			12,379	12,379	12,379		12,379
株主資本以外の項目							
の当中間期変動額							
(純額)							
当中間期変動額合計			12,379	12,379	12,379		12,379
当中間期末残高	200,000	21,097	291,415	312,513	512,513		512,513

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4~12年 器具備品 3~20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資ー任契約に基づき、契約期間にわたり契約財産を運用することにより履行 義務が充足されると判断しているため、投資ー任契約に基づき算出された契約財産の額に投資顧問 料率を乗じた金額を収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額を収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、投資顧問契約に定められた報酬の額について役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在) 建物 3,839千円 器具備品 59,143千円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)

有形固定資産3,511千円無形固定資産241千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、現金及び預金、未収委託者報酬は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

	当事業年度		
	(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)		
運用受託報酬	6,772千円		
委託者報酬	381,191千円		
投資助言報酬	42,907千円		
合計	430,870千円		

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益		
株式会社千葉銀行	11,400		
ちばぎん証券株式会社	29,400		

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間
	(自 2022年4月1日
	至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	128,128円25銭
1株当たり中間純利益金額	3,094円94銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

		当中間会計期間		
		(自	2022年4月1日	
		至	2022年9月30日)	
中間純利益	(千円)		12,379	
普通株式の期中平均株式数(株)			4,000	

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2023年1月31日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額:342,037百万円(2022年9月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称 : 株式会社武蔵野銀行

資本金の額:45,743百万円(2022年9月末日現在) 事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

株式会社武蔵野銀行は委託会社の株式の20%(800株)を所有しています。

(参考)再信託受託会社

名称:株式会社日本カストディ銀行

設立年月日 : 2000年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円(2022年9月末日現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から

再信託受託会社(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財

産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書 (以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金 融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目 論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記 載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書 に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年6月30日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 羽柴則央

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の202年3月31日現在の財政状態及び同日 をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認め る。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実 性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸 表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務 諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月26日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 山 田 信 之 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているむさしのコア投資ファンド(安定型)の2021年7月13日から2022年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、むさしのコア投資ファンド(安定型)の2022年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に は、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月26日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 山 田 信 之 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているむさしのコア投資ファンド(成長型)の2021年7月13日から2022年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、むさしのコア投資ファンド(成長型)の2022年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に は、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月9日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 長尾 礎 樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の 作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年3月24日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監查法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているむさしのコア投資ファンド(安定型)の2022年7月12日から2023年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、むさしのコア投資ファンド(安定型)の2023年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2022年7月12日から2023年1月11日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年7月11日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2022年3月10日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2022年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に 関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年3月24日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監查法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているむさしのコア投資ファンド(成長型)の2022年7月12日から2023年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、むさしのコア投資ファンド(成長型)の2023年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2022年7月12日から2023年1月11日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年7月11日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2022年3月10日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2022年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に 関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。